

第3次小美玉市男女共同参画推進計画 (いろとりどりパレットプラン)



令和7年3月
小美玉市

はじめに



本市では、令和2年に策定した「第2次小美玉市男女共同参画推進計画（いろとりどりパレットプラン）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を実施してまいりました。

この間、人口減少、少子高齢化、核家族化や女性の社会進出の拡大、働き方改革の推進など、わたしたちを取り巻く社会情勢は大きく変化し、個人の考え方や価値観も多様化しております。そうした状況にあって、性別にかかわらずすべての人が社会のあらゆる分野において互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することで、責任を分かち合いながら自分らしい生き方を選択することができる男女共同参画社会の実現は、より重要な課題となっています。また、令和6年6月に世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数によれば、日本は146ヶ国中118位と下位にランクされており、国際的にも男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進することが求められています。

この度、こうした社会情勢や人々の価値観の変化を踏まえるとともに、第2次計画の評価や市民意識調査の結果等から見えてきた課題に対応するため、新たに「第3次小美玉市男女共同参画推進計画（いろとりどりパレットプラン）」を策定いたしました。

計画の基本理念である「互いに認め合い、支え合う、みんなが自分らしく幸せに暮らせるまち」のもと、すべての人が性別にとらわれることなく、認め合い、自分らしく幸せに暮らせる社会を目指して取り組んでまいります。

今後は、この計画に基づき、行政はもとより市民の皆様をはじめ地域社会と一体となり、各種施策を着実に推進し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、真摯にご審議を賜りました小美玉市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、市民意識調査等にご協力いただきました市民の皆様、関係機関の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

小美玉市長 島田 幸三

目次

1 序論	1
I 計画の基本的考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 SDGs との関係について	4
5 策定体制	4
6 計画策定にあたっての基本的考え方	5
II 計画の背景と小美玉市を取り巻く動向	6
1 社会的背景	6
2 関連計画	8
3 小美玉市の概況	9
4 第2次計画の評価と課題	11
2 基本構想	17
I 基本理念	18
II 基本目標	19
III 施策体系	20
3 基本計画	21
基本目標Ⅰ【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	24
基本目標Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	34
基本目標Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり	43
基本目標Ⅳ【創る・進める】男女共同参画の推進に向けた体制づくり	54
資料編	57
1 策定経緯	58
2 小美玉市男女共同参画条例	60
3 小美玉市男女共同参画審議会	63
4 小美玉市男女共同参画策定委員会	65
5 諮問・答申	67
6 男女共同参画に関連する主な法律	69

1 序論



I 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では日本国憲法において、個人の尊厳、法の下での平等をうたっており、これまで「男女雇用機会均等法[※]」、「男女共同参画社会基本法[※]」、「DV防止法[※]」、「女性活躍推進法[※]」、「LGBT理解増進法[※]」等の法制度の整備により、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められているところです。

本市においても、平成22年3月に「小美玉市男女共同参画推進計画（いろとりどりパレットプラン）」を策定、令和2年3月には「認め合い、高め合い、ともに目指そう男女平等のまち」を基本理念とする第2次計画を策定し、様々な取組を推進してきました。このような取組によって、仕事と家庭生活の調和、ドメスティック・バイオレンス[※]に対する意識など、男女共同参画社会の実現に向けた市民意識は、次第に変化しつつあります。

しかし、社会全体をみると、少子高齢化にともなう人口減少社会の本格化に加え、未婚・単独世帯や共働き世帯の増加など、世帯構成の変化や個人のライフスタイルの多様化が進んでいる一方、有償労働時間が男性、無償労働時間が女性に大きく偏るなど、依然として、固定的な性別役割分担意識が根強く残っているのが現状です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大下では、配偶者等からの暴力の増加・深刻化、経済・雇用状況の悪化など、女性をめぐる様々な問題が顕在化したことで、男女共同参画の重要性が改めて認識されています。

このような状況を踏まえ、社会情勢の変化や本市が抱える課題に的確に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を示すため、「第3次小美玉市男女共同参画推進計画（いろとりどりパレットプラン）」を策定するものです。

※男女雇用機会均等法：職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。

※男女共同参画社会基本法：男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。

※DV防止法：正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者や恋人による暴力を防止することを目的とした法律で、これまでに5回改正され、令和5年改正法では保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化等、大幅な改正が行われた。

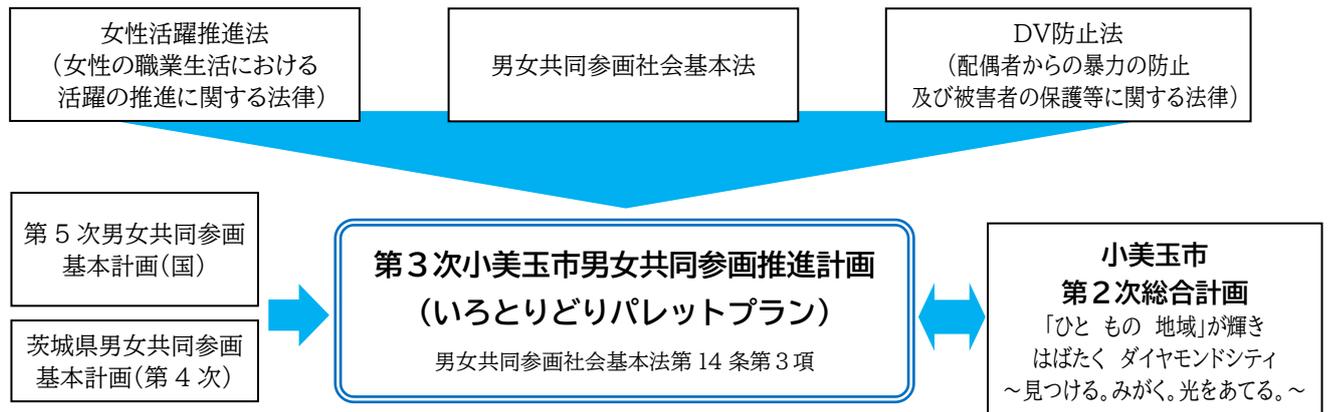
※女性活躍推進法：正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で平成28年4月1日施行された。女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、施行から10年間の時限立法となっている。

※LGBT理解増進法：正式名称「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」。性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする差別はあってはならないという基本理念のもと、国や自治体、企業、学校に対して、多様性の理解の増進を求めるもので令和5年6月に成立・公布された。

※ドメスティック・バイオレンス/DV：配偶者・パートナーからの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- 本計画は、内閣府「第5次男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」を踏まえるとともに、「小美玉市第2次総合計画」との整合を図り、推進していくものです。
- 本計画の一部として、「DV防止法第2条の3第3項」に基づく「市町村基本計画」、「女性活躍推進法第6条第2項」に基づく「市町村推進計画」を一体的に策定します。
- 本計画は、市民と行政が連携し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進する計画として策定するものです。



3 計画の期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）の5か年を計画期間とします。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)
小美玉市第2次総合計画(H30～R9)				小美玉市第3次総合計画(R10～R19)						
策定期間 第3次小美玉市男女共同参画推進計画										
						策定期間 第4次小美玉市男女共同参画推進計画				

4 SDGs※との関係について

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）では、持続可能な世界を実現するために、「ジェンダー※平等を実現しよう」など、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本市においても、本計画にこれらの目標に関連する取組を定め、SDGsの達成を意識した施策の推進に努めます。



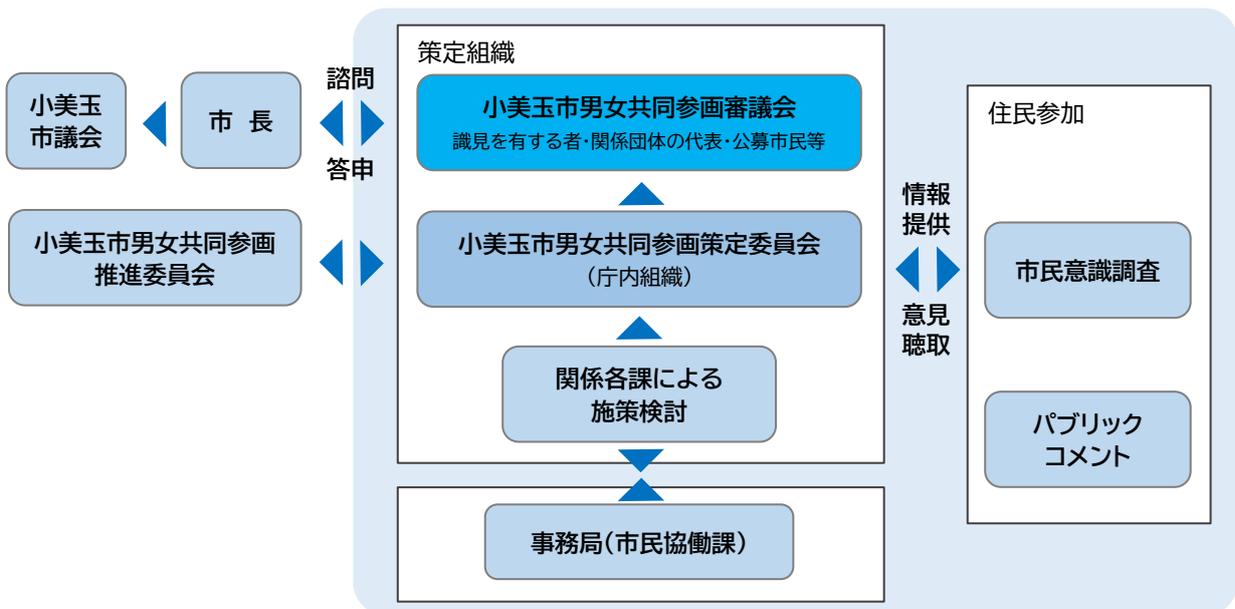
5 策定体制

本計画は、学識経験者等で構成される「小美玉市男女共同参画審議会」及び庁内組織として関係部長で構成される「小美玉市男女共同参画策定委員会」の審議を経て策定するものとします。

また、策定委員会の運営において必要な事項については、関係各課職員による事業計画の確認や施策の検討とともに、全庁的な調整を行います。

住民参加においては、市民意識調査、パブリックコメントを実施し、計画に反映するものとします。

<計画の策定体制>



※SDGs：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

※ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

6 計画策定にあたっての基本的考え方

本計画の策定にあたっては、以下の5つの視点をもって取り組みます。

視点1 小美玉市らしい男女共同参画社会形成のための計画づくり

- ▶先進事例調査等により、小美玉市に適した取組を検証し、小美玉市らしい計画づくりを推進します。
- ▶地域に即した取組を、創意工夫をもって位置づけます。特に小美玉市の特徴であるシビックプライド※を活用した意識啓発の手法や市民活動を活用した取組、さらには小美玉市で活躍している女性を支援するための取組を積極的に位置づけることにより、小美玉市らしい独自性のある計画づくりを推進します。

視点2 具体的な数値目標の設定により明確な目標をもった計画づくり

- ▶国及び県が掲げる水準や周辺自治体の状況から目指すべき市の目標水準を検討します。
- ▶市の弱み、強みを把握し、重点的に取り組むべきところ、先進的に取り組むべきところについては、積極的な数値目標を設定します。

視点3 時代の変化、時代の要請に即した計画づくり

- ▶女性活躍推進法やDV防止法など、本計画に盛り込むべき法改正に加え、こども基本法など、本計画を取り巻く法改正に対応した計画づくりを推進します。
- ▶SDGs（持続可能な開発目標）に掲げる「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」を踏まえた計画づくりを推進します。

視点4 計画の推進に基づく成果の検証を踏まえた計画づくり

- ▶前計画の経過の中で、男女平等意識がどのくらい変わってきているか、その実態を把握するとともに、どのような効果が上がっているかを検証し、計画に反映します。

視点5 市民にも、行政（職員）にも、わかりやすい計画づくり

- ▶市民が興味を持って手にとれる柔らかいイメージの概要版の作成など、意識啓発に創意工夫のある計画づくりを推進します。
- ▶簡易な構成、分かりやすい構成を目指し、行政にとっても使いやすい（進行管理や目標の実現が目指しやすい）計画づくりを推進します。

※シビックプライド：(Civic Pride)都市に対する市民の誇りを指す言葉。権利と義務を持って活動する主体としての市民性という意味。

Ⅱ 計画の背景と小美玉市を取り巻く動向

1 社会的背景

(1) 国・茨城県の動き

年(元号)	国の動き	茨城県の動き
1975(S50)年	婦人問題企画推進本部設置、婦人問題企画推進会議開催	
1977(S52)年	「国内行動計画」策定、「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館)設置	
1978(S53)年		生活福祉部に「青少年婦人課」を設置、男女共同参画への取組開始
1979(S54)年	「女子差別撤廃条約」署名	
1980(S55)年		
1981(S56)年	「国内行動計画後期重点目標」策定	
1985(S60)年	「女子差別撤廃条約」批准	
1986(S61)年	婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大)、婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987(S62)年	「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定	茨城県立婦人教育会館を設置
1988(S63)年	女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議	
1990(H2)年		婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言
1991(H3)年	「育児休業法」の公布	「いばらきローズプラン21」を策定
1993(H5)年	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下、パートタイム労働法)の公布	児童福祉課に「女性青少年室」を設置
1994(H6)年	男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置、女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議	福祉部に「女性青少年課」を設置
1995(H7)年	「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正(介護休業制度の法制化)	
1996(H8)年	男女共同参画推進連携会議発足、「男女共同参画 2000 年プラン」策定	「いばらきハーモニープラン」を策定
1997(H9)年	男女共同参画審議会設置(法律)、「介護保険法」公布	茨城県立婦人教育会館の名称を茨城県女性プラザに改名
1999(H11)年	「男女共同参画社会基本法」公布、施行、「食料・農業・農村基本法」公布、施行	女性青少年課が福祉部から知事公室へ組織改編
2000(H12)年	「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001(H13)年	男女共同参画会議及び男女共同参画局設置、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行、第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施)、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	「茨城県男女共同参画推進条例」を制定、施行、「茨城県男女共同参画審議会」を設置、「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」へ名称の変更
2002(H14)年	アフガニスタン復興支援国際会議(東京開催)	「茨城県男女共同参画基本計画」を策定、「男女共同参画苦情・意見処理委員会」を設置
2003(H15)年	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定、女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議、「少子化社会対策基本法」公布、施行、「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004(H16)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2005(H17)年	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定、「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「女性プラザ男女共同参画支援室」を開設
2006(H18)年	「男女雇用機会均等法」改正、第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催、「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「茨城県男女共同参画実施計画」を策定
2007(H19)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正、「パートタイム労働法」改正、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「いばらきの快適な社会づくり基本条例」を制定
2009(H21)年	「育児・介護休業法」改正、女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	
2010(H22)年	APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合(東京開催)、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定、「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」を策定
2011(H23)年		「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)」を策定
2013(H25)年	若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成 26 年1月施行)	
2014(H26)年	「パートタイム労働法」改正、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014)開催(以降、毎年開催)	「ウィメンズパワーアップ会議」を設置、「ウィメンズパワーアップ会議からの提言～チェンジ！チャレンジ！いばらきウーマン～」の提言書を受ける

年(元号)	国の動き	茨城県の動き
2015(H27)年	「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定(以降、毎年策定)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行(翌年、全面施行)「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定、安保理決議 1325 号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	
2016(H28)年	女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議、「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正	「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)」を策定
2017(H29)年	「刑法」改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)	
2018(H30)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	女性青少年課を女性活躍・県民協働課に再編、知事公室から県民生活環境部へ組織改編
2019(R元)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を施行
2020(R2)年	「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定	「女性プラザ」と「女性プラザ男女共同参画支援室」の機能を一元化し「男女共同参画センター」を設置、「男女共同参画センター」を「ダイバーシティ推進センター」に改称
2021(R3)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	「茨城県男女共同参画基本計画(第4次)」を策定
2022(R4)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布、「AV出演被害防止・救済法」公布・施行	「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」を制定
2023(R5)年	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2024(R6)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定

(2) 小美玉市の動き

年(元号)	小美玉市の動き
2002(H14)年	旧美野里町で美野里町男女共同参画行動計画「花のわプラン」を策定
2004(H16)年	旧小川町で小川町男女共同参画計画「ハーモニー21」を策定
2006(H18)年	旧小川町、旧美野里町、旧玉里村が合併し、「小美玉市」として市制を施行 市長公室企画調整課に男女共同参画係を設置
2008(H20)年	「小美玉市男女共同参画条例」の制定に向けて「小美玉市男女共同参画推進委員会」を設置 「小美玉市男女共同参画推進計画」策定に向けて「小美玉市男女共同参画計画策定委員会」を設置 同年12月に市民2,000人を対象とした「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施 「小美玉市男女共同参画条例」を制定
2009(H21)年	「小美玉市男女共同参画推進計画」策定に向けて「小美玉市男女共同参画審議会」、「小美玉市男女共同参画計画策定ワーキングチーム」を設置
2010(H22)年	「小美玉市男女共同参画推進計画(いろとりどりパレットプラン)」を策定 「女性人材リスト」の募集開始
2013(H25)年	男女共同参画啓発パンフレットを作成
2014(H26)年	市民実行委員会による「人生、いろどり」小美玉上映会の開催 男女共同参画係が市長公室市民協働課へ組織改編、男女共同参画推進係へ係名変更
2015(H27)年	おみたま男女共同参画推進フォーラム(第1回)の開催
2016(H28)年	女性活躍推進事業(企業トップセミナー、女性起業・創業セミナー)を開催
2017(H29)年	小美玉市女性活躍推進フォーラムを開催 「小美玉市女性活躍推進計画」を策定
2018(H30)年	「小美玉市女性活躍プロジェクトチーム」を設置 女性活躍推進事業(女性のリーダーシップ開発講座、フリマアプリ活用講座、女性のためのマーケティング講座)を開催
2019(R元)年	「第2次小美玉市男女共同参画推進計画」策定に向けて「小美玉市男女共同参画審議会」、「小美玉市男女共同参画計画策定委員会」を設置 同年6月に市民2,000人を対象とした「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施
2020(R2)年	「第2次小美玉市男女共同参画推進計画(いろとりどりパレットプラン)」を策定
2023(R5)年	市民協働課男女共同参画推進係が市民生活部へ組織改編
2024(R6)年	「第3次小美玉市男女共同参画推進計画」策定に向けて「小美玉市男女共同参画審議会」、「小美玉市男女共同参画計画策定委員会」を設置 同年6月に市民2,000人を対象とした「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施

2 関連計画

(1) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日 ※令和5年12月26日一部変更）

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるものです。

<p>目指すべき社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 ○男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ○仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ○あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

政策	施策の基本的方向
I あらゆる分野における女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 ・地域における男女共同参画の推進 ・科学技術・学術における男女共同参画の推進
II 安全・安心な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対するあらゆる暴力の根絶 ・男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 ・生涯を通じた健康支援 ・防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 ・教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 ・男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
IV 推進体制の整備・強化	

(2) 茨城県男女共同参画基本計画（第4次）（令和3年度～令和7年度）

男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立った茨城県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」が策定されました。

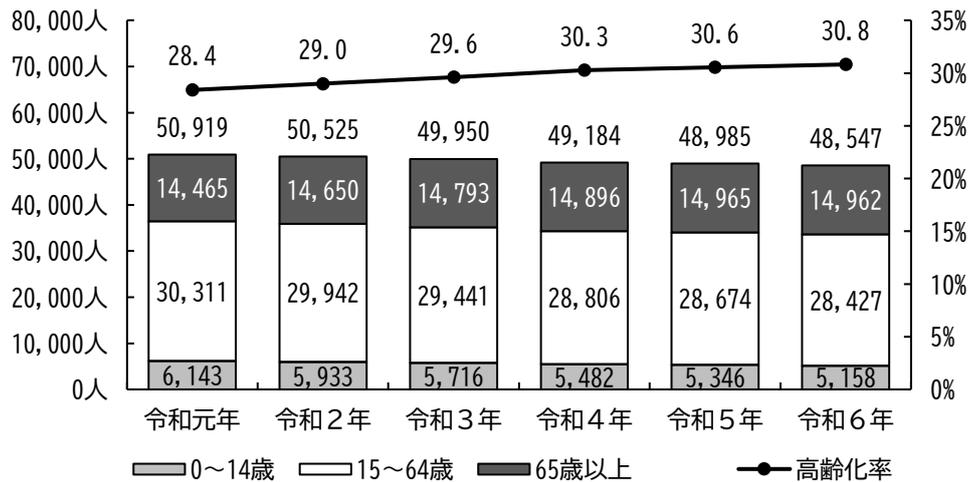
基本目標	施策の方向性
基本目標 I あらゆる分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 ・地域・農山漁村における男女共同参画の推進 ・科学技術・学術における男女共同参画の推進
基本目標 II 安全・安心な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる暴力の根絶 ・男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 ・生涯を通じた健康支援 ・防災・復興における男女共同参画の推進
基本目標 III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 ・教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

3 小美玉市の概況

■市の総人口(年齢3区分別人口)、高齢化率

本市の人口は、令和6年4月1日現在で48,547人となっており、令和元年以降の推移をみると、一貫して減少傾向にあります。

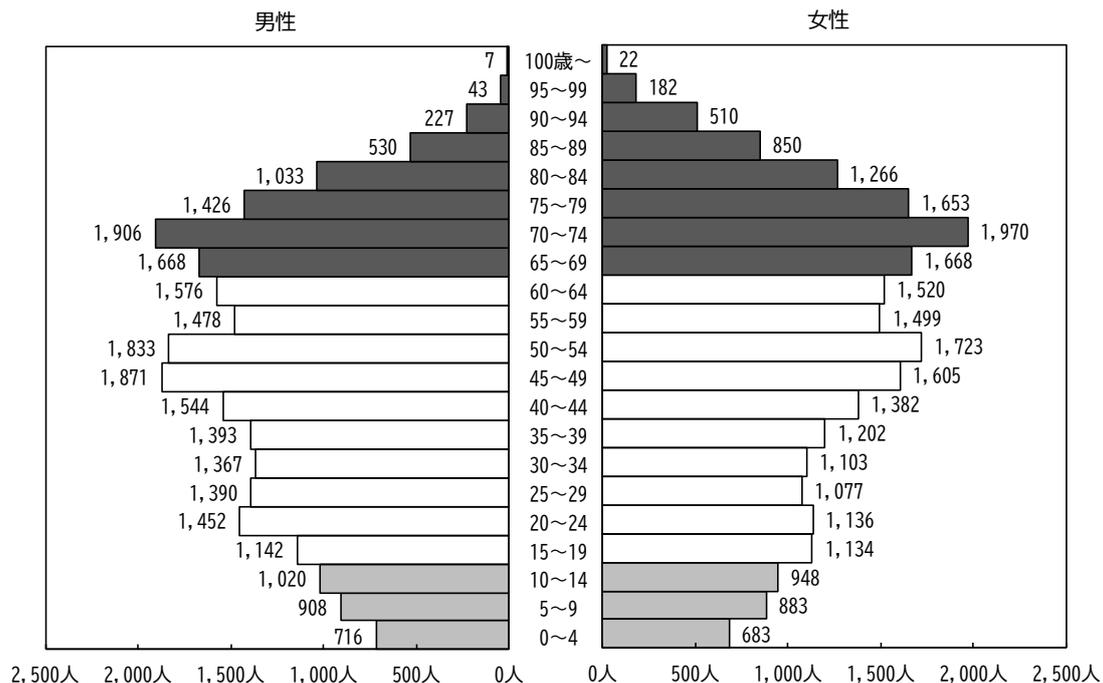
年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加しており、令和6年には14,962人、高齢化率は30.8%となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■男女別年齢5歳階級人口の状況(人口ピラミッド)

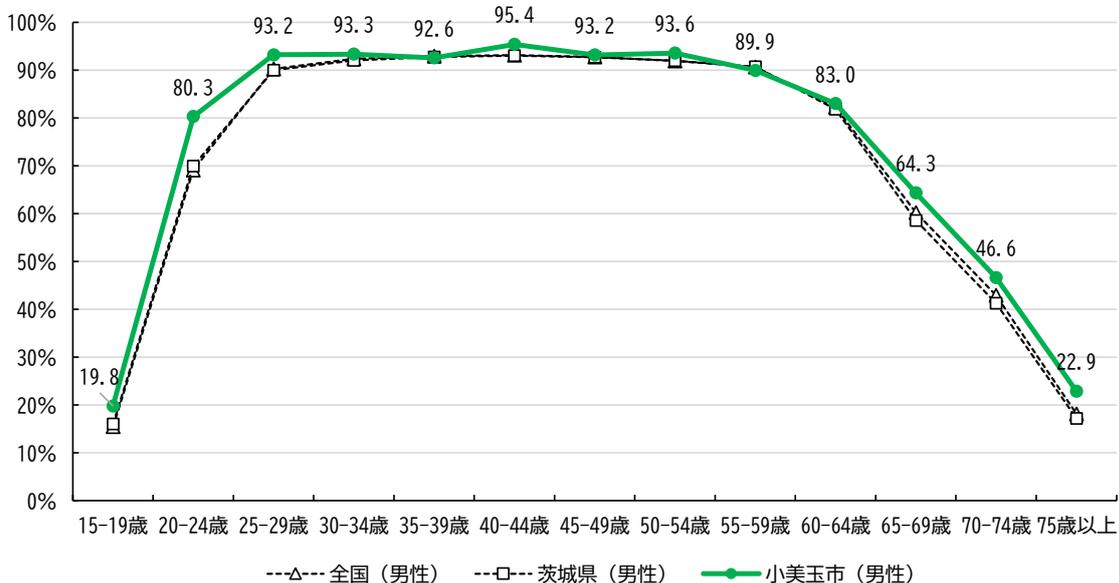
本市の人口ピラミッドをみると、男女ともに70～74歳の人口が最も多くなっています。年代別にみると、概ね60歳代までは男性の人口が多く、70歳以上では女性の人口が多くなっています。



資料:住民基本台帳(令和6年4月1日現在)

■国・茨城県・小美玉市の男性の就業率

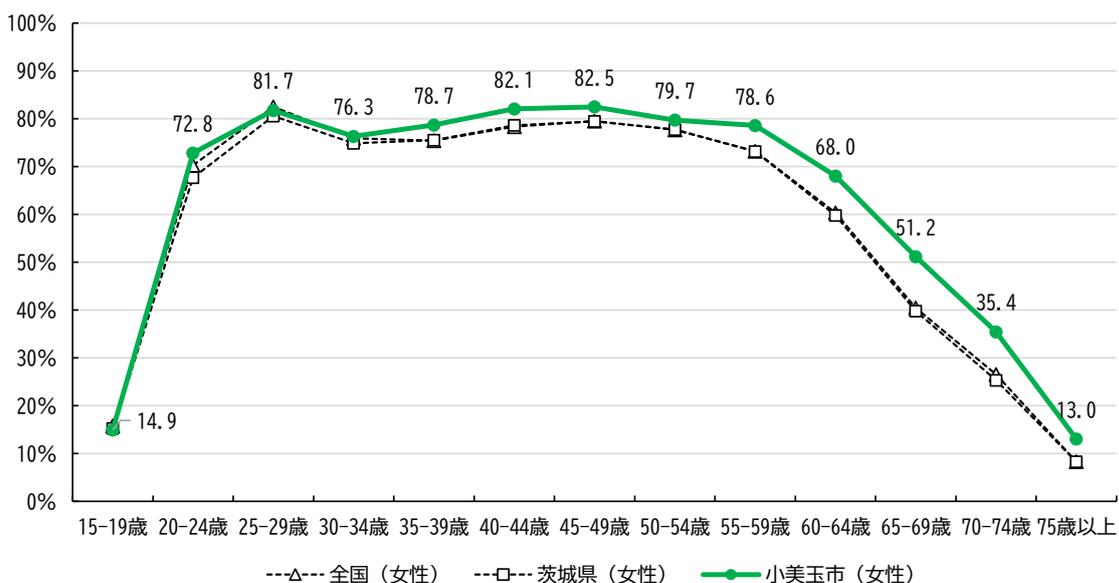
本市の男性の就業率は、20歳以降で80%を超え、25歳から54歳までは90%以上となっています。国、茨城県と比較して、特に20-24歳で就業率が高くなっており、10%以上の差があります。若年層と高齢層で大きく下がるアーチ型で推移し、国、茨城県も同様の形となっています。



資料:国勢調査(令和2年)

■国・茨城県・小美玉市の女性の就業率

本市の女性の就業率は、20歳から59歳まで70%~80%で推移しています。25-29歳で1回目のピークを迎え、30-34歳で減少し、35歳以降再び上昇し45-49歳で2回目のピークとなります。国、茨城県と比較して、ほぼすべての年代で就業率が高くなっているものの、結婚・出産を機に一度下がり、育児が落ち着いた頃に上昇する「M字カーブ」を示しており、国、茨城県も同様の形となっています。



資料:国勢調査(令和2年)

4 第2次計画の評価と課題

(1) 計画の進捗状況評価

第2次小美玉市男女共同参画推進計画では、4つの基本目標に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。計画の進捗管理のため、各担当課における取組・事業の実施状況調査と評価を毎年度実施しており、評価基準は以下の通り設定しています。

取組・事業の実施状況	A：実施した（一部実施も含む）
	B：検討は行ったが実施には至らなかった
	C：検討も実施もしなかった
評価基準	◎：計画以上に達成できた
	○：ほぼ計画通りにできた
	△：計画には及ばなかった ※未実施を含む

各年度の評価に基づき、計画の進捗状況についてとりまとめた結果は次の通りです。

①実施状況

実施状況については、令和3年度以降、90%を上回っており、概ね計画通りの進捗状況となっています。

		A	B	C
令和2年度	取組・事業数	59	6	1
	割合	89.4%	9.1%	1.5%
令和3年度	取組・事業数	59	5	1
	割合	90.8%	7.7%	1.5%
令和4年度	取組・事業数	62	5	1
	割合	91.2%	7.4%	1.4%
令和5年度	取組・事業数	63	5	1
	割合	91.3%	7.2%	1.4%

※組織機構改革及び事務分掌等の見直しに対応し、担当課に変更が生じている場合があるため、取組・事業数は増減します。

②取組評価

評価基準	◎：計画以上に達成できた
	○：ほぼ計画通りにできた
	△：計画には及ばなかった ※未実施を含む

基本目標Ⅰ【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

基本目標Ⅰでは、令和2年度に「△：計画には及ばなかった」が5つとやや多くなっているものの、その後は1～2つとなっています。令和2年度に「計画には及ばなかった」の評価が多くなった要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民講座や参集型の研修会、学校行事等が開催できなかったことがあげられます。直近の評価としては、男女共同参画意識の啓発に向けた男性を対象とした講座開催や、地域人材の掘り起こし・活用等が課題となっています。

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			計
	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	
基本目標Ⅰ【わかる・認める】	1	17	5	0	21	2	1	24	1	0	23	2	計
男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する													
重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり	0	7	1	0	8	0	0	8	0	0	8	1	計
①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進		4			4			4			4		
②性別による固定的役割分担意識の解消		2			2			2			2		
③男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発		1	1		2			2			2	1	
重点目標2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進	1	7	3	0	10	1	1	12	1	0	11	1	計
①子どもの頃からの男女共同参画とキャリア形成意識の啓発	1	2	2		4	1		5			5		
②地域における教育・学習機会の充実		4	1		5			5	1		5	1	
③情報活用能力(メディアリテラシー)の向上		1			1		1	2			1		
重点目標3 多文化共生社会の実現への理解促進	0	3	1	0	3	1	0	4	0	0	4	0	計
①国際理解の推進		1	1		1	1		2			2		
②国際交流の推進		2			2			2			2		

※担当課が複数の場合は総合評価、一部の課で取り組みが進んでいない場合等は個別評価としているため、評価件数に増減があります。

基本目標Ⅱ【輝く・活躍】あらゆる分野における女性の活躍を推進する

基本目標Ⅱでは、令和3年度に「△：計画には及ばなかった」が3つとやや多く、令和4～5年度は2つとなっています。「計画には及ばなかった」の評価となったものとしては、農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援、就労環境の改善等があげられており、女性農業者や小規模事業者等の経営の安定化に向けた学習機会の提供や、家族経営協定の必要性に関する理解促進等が課題となっています。

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			計
	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	
基本目標Ⅱ【輝く・活躍】	0	14	1	0	12	3	0	13	2	0	13	2	計
あらゆる分野における女性の活躍を推進する													
重点目標1 政策立案・方針決定への男女共同参画	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0	5	0	計
①政策立案・方針決定への男女共同参画の推進		2			2			2			2		
②職員の職域拡大、人材育成		3			3			3			3		
重点目標2 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍	0	9	1	0	7	3	0	8	2	0	8	2	計
①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進		2			2			2			2		
②多様な働き方への支援		4			4			4			4		
③農業・自営業者等への意識啓発		3	1		1	3		2	2		2	2	

基本目標Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

基本目標Ⅲでは、令和4年度に「△：計画には及ばなかった」が2つとなっており、要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止になっていた障がい者スポーツレクリエーション教室の再開が遅れたことや、DV防止対策の強化に関連して、教職員の研修が開催できなかったことがあげられます。令和5年度には、障がい者スポーツレクリエーション教室を再開し、教職員の研修も実施しており、概ね計画通りの進捗評価となっています。

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			計
	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	
基本目標Ⅲ【安心・幸せ】													
生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する	1	24	0	0	25	0	1	24	2	0	25	0	計
重点目標1 安心して暮らせる環境の整備	0	15	0	0	15	0	0	15	1	0	15	0	計
①子育て、介護(高齢者、障がい者等)環境の整備		5			5			5			5		
②高齢者、障がい者、LGBT等が安心して暮らせる環境の整備		4			4			4	1		4		
③男女共同参画の視点に立った防災体制の確立		2			2			2			2		
④地域・社会活動への男女共同参画		4			4			4			4		
重点目標2 心と身体の保護	1	9	0	0	10	0	1	9	1	0	10	0	計
①生涯を通じた健康保持の支援	1	3			4		1	4			4		
②DV防止対策の強化		6			6			5	1		6		

基本目標Ⅳ【創る・進める】推進体制を整備する

基本目標Ⅳでは、②市民・事業者・民間団体等とのネットワークづくりで「△：計画には及ばなかった」が1つとなっています。男女共同参画に関する取組を行う市民、事業者、民間団体等の掘り起こしや育成、今後の連携・協働に向けた体制づくりが課題になります。

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			計
	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	
基本目標Ⅳ【創る・進める】													
推進体制を整備する	0	2	1	0	2	1	0	2	1	0	2	1	計
重点目標1 推進体制の整備・充実	0	2	1	0	2	1	0	2	1	0	2	1	計
①計画の推進、進行管理体制の整備		1			1			1			1		
②市民・事業者・民間団体等とのネットワークづくり		1	1		1	1		1	1		1	1	

(2) 目標指標の達成状況

第2次計画では、施策の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、目標指標を設定しています。基本目標別の目標指標の達成状況について、実績を基に以下の通りとりまとめました。

達成状況 の評価	達成:目標値を達成
	未達成(改善):目標値には届かなかったものの、数値は改善 (計画期間中に達成した年度があるものの、直近では目標値に届かなかったものを含む)
	未達成:目標値に届かず数値も悪化、または横ばい

※「小美玉市男女共同参画市民意識調査」を基準とする目標指標を除き、令和6年度の実績値は令和7年度に評価を実施するため、令和5年度が評価時点の最新の実績値となります。また、13・14「女性のがん検診受診者の割合(乳がん・子宮がん)」の令和5年度実績値は速報値となるため、令和4年度の実績値で評価を行っています。

基本目標 I 【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

基本目標 I では、男女別も含めると8つの目標指標が設定されており、「2 性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合」は女性で目標値を上回ったものの、男性は微増で目標を下回りました。その他の指標についても、概ね改善傾向にあるものの、目標値には届かず、「4 学校教育の場での男女平等の意識」に関しては、男女ともに令和元年の基準値を下回る結果となっています。

目標指標		内容						
1	「男女共同参画社会」という言葉の周知度	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「男女共同参画社会」の言葉について、「内容を知っている」と答えた人の割合の拡大を目指す。						
	基準値 令和元年度	実績値				目標値 令和6年度	達成状況	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	女性 19.1%	(5年ごとに実施)				21.0%	23.0%	未達成(改善)
男性 18.5%					20.3%	23.0%	未達成(改善)	
目標指標		内容						
2	性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「男性は仕事、女性は家庭」に「反対する(どちらかといえば反対も含む)」と答えた人の割合の拡大を目指す。						
	基準値 令和元年度	実績値				目標値 令和6年度	達成状況	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	女性 64.4%	(5年ごとに実施)				72.0%	67.0%	達成
男性 53.3%					56.3%	63.0%	未達成(改善)	
目標指標		内容						
3	男女共同参画推進事業の参加者数	男女共同参画推進事業の参加者の拡大を目指す。(レイクエコー講座・男女共同参画研修講座・男女共同参画推進フォーラム等)						
	基準値 令和元年度 (平成30年) 416人	実績値				目標値 令和6年度	達成状況	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
		28	216	386	496	-	500人	未達成(改善)
目標指標		内容						
4	学校教育の場での男女平等の意識	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「学校教育の場」で男女の地位が「平等」になっていると答えた人の割合の拡大を目指す。						
	基準値 令和元年度	実績値				目標値 令和6年度	達成状況	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	女性 55.2%	(5年ごとに実施)				48.2%	60.0%	未達成
男性 61.8%					53.0%	65.0%	未達成	

目標指標		内容						
5	「国際交流ひろば」の参加者数	「国際交流ひろば」等の交流イベントの参加者数の拡大を目指す。						
	基準値 令和元年度	実績値					目標値 令和6年度	達成状況
	(平成30年) 450人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	500人	未達成(改善)

基本目標Ⅱ【輝く・活躍】あらゆる分野における女性の活躍を推進する

基本目標Ⅱでは、男女別も含めると7つの目標指標が設定されており、「9 『ワーク・ライフ・バランス』という言葉の周知度」では男女ともに目標値を上回り、「10 農業委員に占める女性の人数」についても目標値を達成しています。一方、「6 地域での役員選挙等で男女が不平等であると思う市民の割合」や「7 市の審議会委員に占める女性の割合」「8 市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合」は目標値を下回っており、引き続き女性の社会参画に対する市民の意識づくりや女性の活躍推進に向けた環境づくりが課題となります。

目標指標		内容							
6	地域での役員選挙等で男女が不平等であると思う市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「役員選挙や運営に男女不平等な扱いがある」と答えた人の割合減※を目指す。(※割合が減ると施策が推進していると考えられるため)							
	基準値 令和元年度	実績値					目標値 令和6年度	達成状況	
	女性	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	9.9%	6.0%	未達成
	男性	(5年ごとに実施)					14.3%	5.0%	未達成
目標指標		内容							
7	市の審議会委員に占める女性の割合	市の審議会委員に占める女性の割合の拡大を目指す。							
	基準値 令和元年度	実績値					目標値 令和6年度	達成状況	
	(平成30年) 22.3%	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	35.0%	未達成(改善)	
目標指標		内容							
8	市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合の拡大を目指す。							
	基準値 令和元年度	実績値					目標値 令和6年度	達成状況	
	25.2%	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	30.0%	未達成	
目標指標		内容							
9	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「ワーク・ライフ・バランス」の言葉について、「内容を知っている」と答えた人の割合の拡大を目指す。							
	基準値 令和元年度	実績値					目標値 令和6年度	達成状況	
	女性	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	42.6%	35.0%	達成
	男性	(5年ごとに実施)					44.2%	35.0%	達成
目標指標		内容							
10	農業委員に占める女性の人数	農業委員に占める女性の人数の拡大を目指す。							
	基準値 令和元年度	実績値					目標値 令和6年度	達成状況	
	2人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	3人	達成	

基本目標Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

基本目標Ⅲでは、男女別も含めると9つの目標指標が設定されており、「12 『生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせない』と考えている市民の割合」では、男性で目標を達成、女性でも目標値に近い水準となっているものの、それ以外の指標については未達成となっています。

目標指標		内容							
11	「男女が協力し子育て・介護に取り組める支援体制」が充実していないと考えている市民の割合		「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「今後重点的に進めてほしい施策」で「男女が協力し子育てや介護に取り組める支援体制を整備する」と答えた人の割合減※を目指す。（※割合が減ると施策が推進していると考えられるため）						
	基準値 令和元年度		実績値				目標値 令和6年度	達成状況	
	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	女性	62.2%	(5年ごとに実施)				62.5%	58.0%	未達成
男性	48.5%					48.8%	42.0%	未達成	
目標指標		内容							
12	「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせない」と考えている市民の割合		「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「今後重点的に進めてほしい施策」で「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせる環境の整備」と答えた人の割合減※を目指す。（※割合が減ると施策が推進していると考えられるため）						
	基準値 令和元年度		実績値				目標値 令和6年度	達成状況	
	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	女性	43.3%	(5年ごとに実施)				38.2%	38.0%	未達成(改善)
男性	40.4%					31.3%	35.0%	達成	
目標指標		内容							
13	女性のがん検診受診者の割合(乳がん)		生涯にわたる女性の健康づくりを推進するための施策として、女性のためのがん予防に重点を置き、女性のがん検診受診率向上を目指す。						
	基準値 令和元年度		実績値				目標値 令和6年度	達成状況	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
	21.8%	18.5%	16.7%	18.2%	-	-	40.0%	未達成	
目標指標		内容							
14	女性のがん検診受診者の割合(子宮がん)		生涯にわたる女性の健康づくりを推進するための施策として、女性のためのがん予防に重点を置き、女性のがん検診受診率向上を目指す。						
	基準値 令和元年度		実績値				目標値 令和6年度	達成状況	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
	16.5%	16.2%	14.2%	15.4%	-	-	40.0%	未達成	
目標指標		内容							
15	産後の指導・ケアに満足している人の割合		育児不安や産後うつが増加する時期に、安心して育児を行うことができると感じる人の割合の増加を目指す。						
	基準値 令和元年度		実績値				目標値 令和6年度	達成状況	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
	89.8%	89.5%	89.5%	89.8%	89.9%	-	91.5%	未達成	
目標指標		内容							
16	DVの相談先を知らない市民の割合		「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「DVの相談先を知らない」と答えた人の割合減※を目指す。（※割合が減ると施策が推進していると考えられるため）						
	基準値 令和元年度		実績値				目標値 令和6年度	達成状況	
	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	女性	9.6%	(5年ごとに実施)				12.5%	4.0%	未達成
男性	11.8%					13.4%	7.0%	未達成	

※13、14 の「女性のがん検診受診者の割合(乳がん・子宮がん)」の基準値等については、計画期間中に「地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)」の基準に合わせ数値の修正を行ったため、第2次計画の数値とは一致しません。

※基本目標Ⅳについては、「第2次計画の実施状況の割合」を目標指標に設定し、「計画の進捗管理調査における事業実施の割合増加を目指す。」としているため、P11の「①実施状況」が目標指標の達成状況の評価にあたります。

2 基本構想



II 基本目標

本計画の基本理念を踏まえ、計画の基本目標を以下のように定めます。

基本目標Ⅰ わかる・認める



男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり

- 1 男女共同参画に向けた意識づくり
- 2 男女共同参画の視点に立った学びの推進
- 3 多様性（ダイバーシティ）を尊重したまちづくりの推進 ⇒p24～

基本目標Ⅱ 輝く・活躍



誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり

- 1 政策・方針決定過程への男女共同参画
- 2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備 ⇒p34～

基本目標Ⅲ 安心・幸せ



生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり

- 1 安心して暮らせる環境の整備
- 2 生涯を通じた健康づくりへの支援
- 3 あらゆる暴力の根絶
- 4 地域防災における男女共同参画の推進 ⇒p43～

基本目標Ⅳ 創る・進める



男女共同参画の推進に向けた体制づくり

- 1 推進体制の整備・充実 ⇒p54～

Ⅲ 施策体系

基本目標Ⅰ【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり

重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

- ①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進
- ②固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発
- ③男性に対する男女共同参画意識の啓発

重点目標2 男女共同参画の視点に立った学びの推進

- ①子どもの頃からの男女共同参画の意識を高める教育・学習機会の充実
- ②男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実
- ③情報活用能力（メディアリテラシー）の向上

重点目標3 多様性（ダイバーシティ）を尊重したまちづくりの推進

- ①多様性（ダイバーシティ）に関する理解促進
- ②多文化共生社会の実現への理解促進

基本目標Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり

重点目標1 政策・方針決定過程への男女共同参画

- ①政策・方針決定の場への女性の参画促進
- ②職員の職域拡大、人材育成

重点目標2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備

- ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ②多様な働き方への支援
- ③農業・自営業者等への意識啓発
- ④安心して就労できる環境づくり

基本目標Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり

重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

- ①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備
- ②地域・社会活動への男女共同参画
- ③男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

重点目標2 生涯を通じた健康づくりへの支援

- ①ライフステージに応じた健康づくりの推進
- ②妊娠・出産等に関する健康支援

重点目標3 あらゆる暴力の根絶

- ①あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり
- ②被害者の保護と支援

重点目標4 地域防災における男女共同参画の推進

- ①男女共同参画の視点に立った防災体制の強化

基本目標Ⅳ【創る・進める】男女共同参画の推進に向けた体制づくり

重点目標1 推進体制の整備・充実

- ①計画の推進、進行管理体制の整備
- ②市民・事業者・民間団体等との連携・協働

3 基本計画



基本計画の構成について

基本目標とその方向性
基本目標ごとの方向性について記載しています。

現状と課題
重点目標ごとに本市の現状と課題を記載しています。

基本目標 I 【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり

男女共同参画社会の形成を、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから実現に向け、意識づくりや啓発等を推進していきます。

重点目標 1 男女共同参画に向けた意識づくり

◆現状と課題

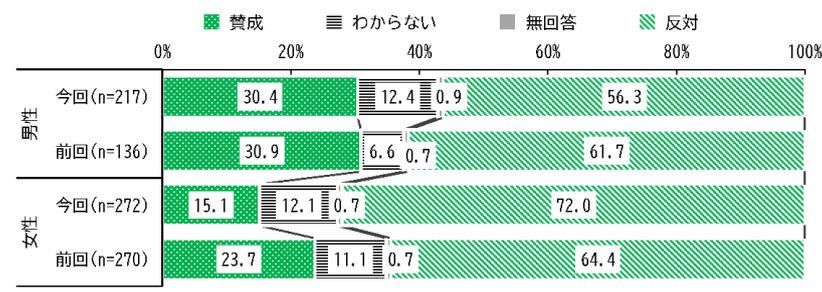
- ◇「小美玉市男女共同参画市民意識調査（令和6年度）」（以下、「市民意識調査」という）によると、男女の地位が平等になっているかについて、「平等である」の割合は「学校教育の場」が約5割で最も高くなっているものの、その他の分野では「平等である」が4割未満となっており、「学校教育の場」も含め、いずれの分野でも「男性が優遇されている」が「女性が優遇されている」を上回っており、依然として男女における地位の平等感には大きな開きがみられます。
- ◇また、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、前回調査（令和元年度）と比較すると、女性で「賛成」の割合が減少し、「反対」が増加している一方、男性では「賛成」の割合が変わらず約3割に対し、「反対」が減少となっており、特に男性の固定的な性別役割分担意識の解消が課題となっています。
- ◇今後も、性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、より効果的な啓発活動を進めるとともに、家庭での家事・育児などに男性が参画する重要性についての意識啓発を促進する必要があります。

■分野別、男女の地位の平等感

	男性が優遇されている	平等である	女性が優遇されている	わからない	無回答
全体(n=495)					
学校教育の場	14.7	50.3	3.4	29.7	1.8
家庭生活	41.2	38.6	10.3	9.5	0.4
法律や制度上	37.0	34.1	10.5	17.0	1.4
職場	42.6	29.9	11.7	13.1	2.6
自治会やコミュニティなどの地域活動の場	37.0	28.3	4.4	29.1	1.2
社会通念・慣習・しきたり	70.3	14.5	3.4	10.3	1.4
社会全体	68.9	14.1	7.7	8.3	1.0
政治の場	73.9	12.3	1.4	10.9	1.4

※「優遇されている」には、「非常に優遇・どちらかといえば優遇」も含む

■「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について



※「賛成・反対」には、「どちらかといえば賛成・反対」も含む

資料：小美玉市男女共同参画市民意識調査(令和6年度)

施策の方向性

基本目標・重点目標を実現するための施策の方向性を記載しています。

施策の方向性 ①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進

私たち一人ひとりが、人権を尊重し、自立し、活躍できる社会を実現するため、人権や男女共同参画に関する講演会・講習会の開催や、広報紙・ホームページ・SNS※等各種媒体を活用し、より多くの市民へ情報を発信することにより、理解促進を図ります。また、小美玉市男女共同参画推進委員会と連携し、情報発信や啓発活動、フォーラムの開催を行うなど、本市の男女共同参画を推進します。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
1	男女共同参画・人権問題についての講演会等の開催、参加促進	男女共同参画に関する意識の向上と理解を深めるため、関係団体との協働によりフォーラムを開催します。また、多くの市民が参加する催しや、地域のイベントなどを活用し、男女共同参画に関する啓発活動を行うとともに、県・近隣自治体主催の講演会・講習会に関する情報提供を行います。	市民協働課 社会福祉課
2	男女共同参画・人権問題に関する情報発信、啓発活動の推進	男女共同参画に関する情報を、広報紙や市ホームページ、SNS等を活用し、意識啓発や情報提供を行います。 人権問題に関する啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布、人権相談所の開設等の情報提供を行います。	市民協働課 社会福祉課
3	男女共同参画・人権問題についての資料収集、活用	国・県をはじめ、他自治体や関連団体の情報を収集し、収集情報の活用に努めます。	市民協働課 社会福祉課
4	男女共同参画に関するデータの公表	男女共同参画推進計画の進捗状況や国・県等の男女共同参画に関する各種データを市ホームページで公表します。	市民協働課
5	小美玉市男女共同参画推進委員会との連携	小美玉市男女共同参画推進委員会の活動を継続し、行政だけではなく、市民と一体となって地域に密着した啓発など、草の根レベルでのきめ細やかな事業に取り組みます。また、小美玉市男女共同参画推進委員会との連携により、啓発活動やフォーラムの開催、情報発信を行います。	市民協働課

主な施策

施策の方向性に合致する主な施策を記載しています。

目標指標

基本目標ごとに計画の進捗状況を測るための目標指標を設定しています。

◆基本目標 I に関する目標指標◆

目標指標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
「男女共同参画社会」という言葉の周知度	女性	21.0%	25.0%
	男性	20.3%	25.0%
性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	女性	72.0%	75.0%
	男性	56.3%	63.0%
「学校教育の場」で男女の地位が「平等」になっていると答えた人の割合	女性	48.2%	60.0%
	男性	53.0%	65.0%
「国際交流ひろば」等の交流イベントの参加者数		(令和5年度) 300人	500人

基本目標 I 【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり

男女共同参画社会の形成を、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから実現に向け、意識づくりや啓発等を推進していきます。

重点目標 1 男女共同参画に向けた意識づくり

◆現状と課題

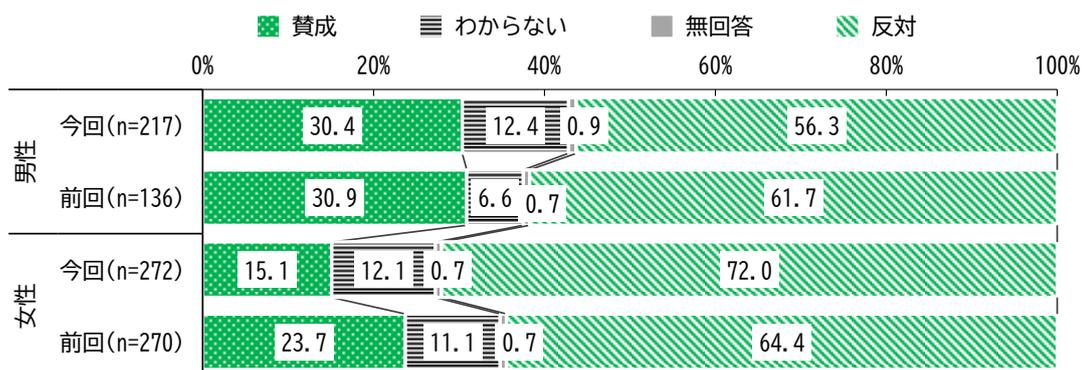
- ◇「小美玉市男女共同参画市民意識調査（令和 6 年度）」（以下、「市民意識調査」という）によると、男女の地位が平等になっているかについて、「平等である」の割合は「学校教育の場」が約 5 割で最も高くなっているものの、その他の分野では「平等である」が 4 割未満となっており、「学校教育の場」も含め、いずれの分野でも「男性が優遇されている」が「女性が優遇されている」を上回っており、依然として男女における地位の平等感には大きな開きがみられます。
- ◇また、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、前回調査（令和元年度）と比較すると、女性で「賛成」の割合が減少し、「反対」が増加している一方、男性では「賛成」の割合が変わらず約 3 割に対し、「反対」が減少となっており、特に男性の固定的な性別役割分担意識の解消が課題となっています。
- ◇今後も、性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、より効果的な啓発活動を進めるとともに、家庭での家事・育児などに男性が参画する重要性についての意識啓発を促進する必要があります。

■分野別、男女の地位の平等感

	男性が優遇されている	平等である	女性が優遇されている	わからない	無回答
全体(n=495)	14.7	50.3	3.4	29.7	1.8
学校教育の場	14.7	50.3	3.4	29.7	1.8
家庭生活	41.2	38.6	10.3	9.5	0.4
法律や制度上	37.0	34.1	10.5	17.0	1.4
職場	42.6	29.9	11.7	13.1	2.6
自治会やコミュニティなどの地域活動の場	37.0	28.3	4.4	29.1	1.2
社会通念・慣習・しきたり	70.3	14.5	3.4	10.3	1.4
社会全体	68.9	14.1	7.7	8.3	1.0
政治の場	73.9	12.3	1.4	10.9	1.4

※「優遇されている」には、「非常に優遇・どちらかといえば優遇」も含む

■「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について



※「賛成・反対」には、「どちらかといえば賛成・反対」も含む

資料：小美玉市男女共同参画市民意識調査（令和 6 年度）

施策の方向性 ①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進

私たち一人ひとりが、人権を尊重し、自立し、活躍できる社会を実現するため、人権や男女共同参画に関する講演会・講習会の開催や、広報紙・ホームページ・SNS※等各種媒体を活用し、より多くの市民へ情報を発信することにより、理解促進を図ります。また、小美玉市男女共同参画推進委員会と連携し、情報発信や啓発活動、フォーラムの開催を行うなど、本市の男女共同参画を推進します。

☆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
1	男女共同参画・人権問題についての講演会等の開催、参加促進	男女共同参画に関する意識の向上と理解を深めるため、関係団体との協働によりフォーラムを開催します。また、多くの市民が参加する催しや、地域のイベントなどを活用し、男女共同参画に関する啓発活動を行うとともに、県・近隣自治体主催の講演会・講習会に関する情報提供を行います。	市民協働課 社会福祉課
2	男女共同参画・人権問題に関する情報発信、啓発活動の推進	男女共同参画に関する情報を、広報紙や市ホームページ、SNS等を活用し、意識啓発や情報提供を行います。	市民協働課
		人権問題に関する啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布、人権相談所の開設等の情報提供を行います。	社会福祉課
3	男女共同参画・人権問題についての資料収集、活用	国・県をはじめ、他自治体や関連団体の情報を収集し、収集情報の活用に努めます。	市民協働課 社会福祉課
4	男女共同参画に関するデータの公表	男女共同参画推進計画の進捗状況や国・県等の男女共同参画に関する各種データを市ホームページで公表します。	市民協働課
5	小美玉市男女共同参画推進委員会との連携	小美玉市男女共同参画推進委員会の活動を継続し、行政だけではなく、市民と一体となって地域に密着した啓発など、草の根レベルでのきめ細やかな事業に取り組みます。また、小美玉市男女共同参画推進委員会との連携により、啓発活動やフォーラムの開催、情報発信を行います。	市民協働課

コラム

小美玉市男女共同参画推進委員会

小美玉市では、「小美玉市男女共同参画推進条例」の基本理念などの普及啓発及び男女共同参画に関する施策の推進を図るため、平成20年に市民団体からの推薦や公募等により「小美玉市男女共同参画推進委員会」を設置しました。

本会では、広く市民の意見や要望を計画の推進に反映させるとともに、性別にかかわらずすべての人が個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるまちづくりに向けた啓発や施策の実践に取り組んでいます。

【推進委員会の主な活動内容】

- 「小美玉市男女共同参画推進計画」施策推進への協力
- 「茨城県男女共同参画推進月間(11月)」やイベント等での啓発協力
- その他男女共同参画を推進するために必要な諸活動等

※SNS/ソーシャル・ネットワーキング・サービス：友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

施策の方向性 ②固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発

固定的な性別役割分担意識の解消に向け、幅広い世代に対して様々な機会や媒体を通じ、意識啓発や情報提供に努めます。また、各種法制度の周知や相談体制の充実を図ります。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
6	固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直し	広報紙、市ホームページによる情報発信、リーフレットの配布等により、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の解消に向けた啓発と情報提供を行います。	市民協働課
7	法制度の周知	働く場における男女共同参画の推進に関わる法制度(労働者としての権利の行使)を周知するため、パンフレットを配布します。	商工観光課
		女性活躍推進法に関する情報の周知に努めます。	市民協働課
8	就労に関する相談体制の整備	よりきめ細やかな相談業務が行えるよう、関係機関との連携を強化します。また、相談者の利便性を考慮し、引き続き、窓口の一本化を図ります。	商工観光課 農政課

施策の方向性 ③男性に対する男女共同参画意識の啓発

男性が家事や育児、介護などに自ら参画していくよう、市民の意識変革に向けた情報発信・意識啓発を図ります。また、各種講座のテーマや開催日時等を工夫し、男女がともに参加しやすい学習機会の提供に努めます。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
9	男性に向けた男女共同参画意識の啓発	家庭生活等への男性の参画を促進するため広報・啓発に努めるとともに、国や県で実施する男性を対象とした講座等の情報収集及び周知を行います。	市民協働課
10	男性のための料理教室等の開催	男性も家事が担えるよう、調理など生活技術の取得について学ぶ機会を提供します。	健康増進課

コラム

「固定的性別役割分担意識」とは？

「男性は仕事、女性は家庭」のように、男女ははじめからその役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待することをいいます。

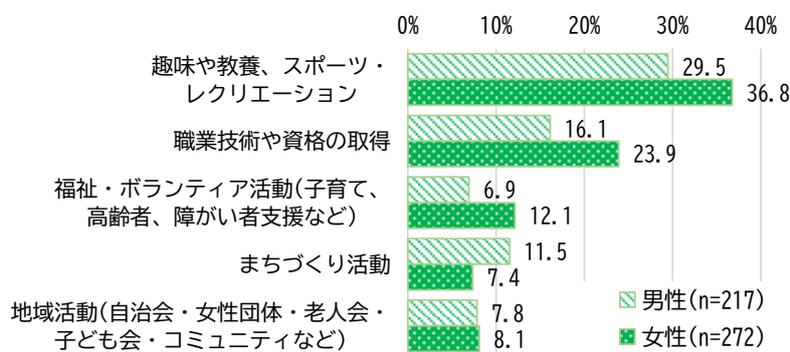
女性の社会進出や夫婦共働きが多くなった近年では、「男性は仕事、女性は家庭と仕事」という女性の二重負担の現実も生まれ、より一層女性の負担が増加しています。誰もが個性や能力を活かして活躍できる社会の実現に向け、そうした意識の解消や慣行の見直しを図っていく必要があります。

重点目標2 男女共同参画の視点に立った学びの推進

◆現状と課題

- ◇学校教育の場において、人権教室の開催やキャリア教育など、次代を担う子ども達が男女共同参画や人権尊重の意識を育み、性別にとらわれることなく、可能性を広げるための教育を実施しています。地域においても男女共同参画推進について市民が主体的に学べるよう、市民ニーズに合った講座等の提供が求められています。
- ◇「市民意識調査」によると、男女共同参画社会の実現に向けて重点をおいてほしい施策として「学校教育や生涯学習の場で、男女共同参画の理解を進めるための学習を充実する」が2割台半ばとなっており、約4人に1人が回答しています。また、今後、参加したいと思う仕事以外の活動として、「趣味や教養、スポーツ・レクリエーション」「職業技術や資格の取得」などが上位にあげられており、特に女性で社会活動への参加意向が高い結果となっています。
- ◇昨今、めまぐるしく発展を続ける情報化社会の中で、中高生の多くがスマートフォンを所持する等、インターネットが子ども達にとってより身近となり、SNS上でのいじめ・人権侵害なども発生しています。子ども達に、学校や家庭で情報モラルや適切なインターネット利用などについての教育の充実を図り、いじめや人権侵害等を抑制する対策を強化する必要があります。また、保護者や青少年育成団体等を対象に研修会や啓発活動を進めていくことが必要です。

■今後、参加したい社会活動（上位5項目）



資料:小美玉市男女共同参画市民意識調査(令和6年度)

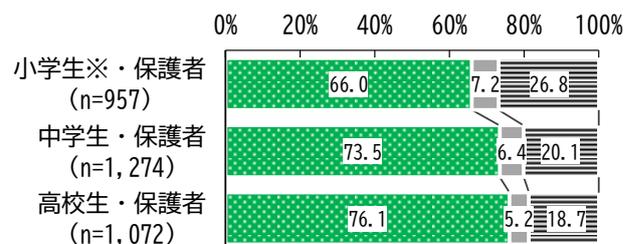
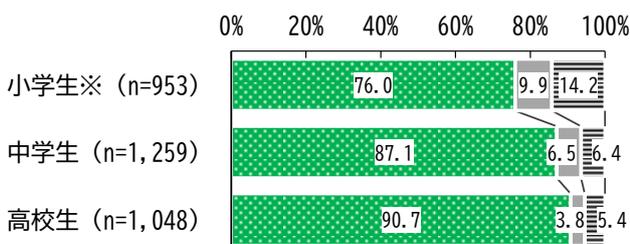
■青少年のインターネットに関する啓発や学習の経験（学校種別／令和5年度）

□小学校～高校の児童生徒

□小学校～高校の児童生徒の保護者

■ ある ■ わからない・無回答 ≡ ない

■ ある ■ わからない・無回答 ≡ ない



※小学生は4年生～6年生が対象

資料:令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査(こども家庭庁)

施策の方向性 ①子どもの頃からの男女共同参画の意識を高める教育・学習機会の充実

幼児期から継続して、人権や男女平等についての正しい理解と認識が身につくような教育を進めるとともに、教職員等への研修の充実を図ります。また、子ども達の個性や能力を大切に、これからの時代に求められる資質・能力を身につける学校教育を推進します。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
11	男女共同参画の視点に立った進路指導の実施	性別という枠を越えて、児童生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げるための教育を推進します。	教育指導課
12	幼児教育、学校教育における人権教育の推進	幼少期から男女共同参画や人権尊重に対する正しい認識を身につけ、それにのっとった行動が取れるよう、小・中学校、高等学校などで人権擁護委員による人権教室を開催します。 中学生を対象に、人権に関する作文等の募集を行い、人権に関する理解と意識の高揚を図ります。	社会福祉課 教育指導課
13	男女平等意識に基づいた教育・学習環境の見直し	男女混合名簿の活用、性別による色分け、グループ分け、並び方の見直し等を行います。 ジェンダーを無意識のうちに児童生徒に植えつけてしまわないように学習環境を見直します。	教育指導課
14	保育士、教職員への学習・研修機会の充実	人権教育に関する効果的な指導方法や理解を深めるための研修会を開催します。	教育指導課
15	児童生徒の資質・能力育成	児童生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたってアクティブに学び続けるような授業づくりをしていきます。	教育指導課

施策の方向性 ②男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実

身近な地域で講座を受けることができる機会や、より多くの市民が参加しやすいよう、日時・開催場所に配慮し、対話形式・グループワークなどを取り入れた研修会・講習会を提供します。また、保護者や家族を対象にした講習会等の開催やパンフレット配布など情報提供に努めます。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
16	地域における男女共同参画を推進するための研修会・講習会の充実	行政区や各種団体等に対し、要望に応じて人権教育に関する出前講座等を実施します。	社会福祉課
		実施にあたっては、対話形式やグループワーク等の手法を取り入れ、参加者と地域のつながりに関心を深めるとともに、参加者の主体性を活かした講座の充実を図ります。	市民協働課
17	意見交換会の開催	市政への女性の参画意識を高めるため、女性団体と市長との情報交換や意見交換会(女性サロン)などを開催します。	市民協働課 秘書課
18	生涯学習人材バンクの活用	生涯学習人材バンクの周知・利活用に努めます。	生涯学習課

No.	施策	施策の内容	主な担当課
19	学習機会の充実と環境整備	対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、また託児所の開設など、より多くの市民が参加できるよう配慮します。また、平日の参加が難しい男性や、交通手段がなく参加が難しい高齢者等を考慮し、より多くの市民が参加できるよう対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、開催場所を配慮します。	生涯学習課
20	研修会・講習会に関する情報提供	広報紙や市ホームページ、SNS 等を活用し、積極的に市民への情報提供を行います。	市民協働課
21	広報、啓発活動の推進	保護者や家族に、「家事、育児、介護は女性が担うもの」という意識を改革し、男性が家事に積極的に関わっていくことを促進するための広報活動を展開します。	生涯学習課
22	授業参観、懇談会等、教育現場の行事の開催日時の見直し	平日の日中に学校行事に参加することが難しい保護者を考慮し、より多くの人に参加できるよう開催日時に配慮します。	教育指導課

コラム

おみたまハーモニー連絡会

「おみたまハーモニー連絡会」は、本市における男女共同参画社会の実現を目指す取組の一環として、市内で活動する各女性団体の活性化や連携強化、さらには女性が社会のあらゆる分野で力を発揮するための社会参画の推進を目的に、平成21年3月に設立され、現在7団体が加盟し共通課題への対応や情報交換などが行われています。

また、市が推進する各種施策に積極的にに関わり、視察研修や市長との意見交換会のほか、毎年1月下旬に開催する「おみたま男女共同参画推進フォーラム」の企画・運営などにも参画しています。

【加盟団体(令和7年3月時点)】

「小美玉市更生保護女性会」「小美玉市消費生活の会」「小美玉市食生活改善推進協議会」「小美玉市女性会連絡協議会」「小美玉市商工会女性部」「JA 新ひたち野女性部美野里支部」「小美玉市母子寡婦福祉会」



施策の方向性 ③情報活用能力（メディアリテラシー※）の向上

市民が目にする広報や広告などに、男女共同参画や人権の視点を取り入れるよう、企業や団体に働きかけるとともに、市民が主体的に正しくメディアを選択・理解し、自ら発信する能力の向上を促進するための学習機会を提供します。また、子ども達が情報モラルを守り、インターネット等を適切に活用できるよう、学校での情報教育の充実を図ります。加えて、学校・家庭・地域が連携して、子ども達を有害情報や犯罪から守れるよう啓発活動を実施します。

◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
23	男女共同参画の視点に立った指針（ガイドライン）の導入	企業や団体から学校に配布される広報物等を男女共同参画の視点で確認し、適切に掲示や家庭への配布を行います。	教育指導課
24	生涯学習の場におけるメディアリテラシー教育の拡充	スマートフォン講座等を通じ、市民の情報活用能力の向上に努めます。また、市民一人ひとりが、メディアからの情報を主体的かつ客観的に読み解き、改善すべきものに対して積極的に声を上げられるよう、学習の場を提供します。	生涯学習課
25	学校における ICT 教育の推進	発展を続ける情報化社会の中でも主体的に適応できるよう、学習活動の中で ICT 機器の活用を推進し、協働的、双方向的なより充実した授業を展開することで、児童生徒の情報活用能力の更なる向上を図ります。	教育指導課
26	青少年のメディアリテラシーの向上	情報モラルを守り、インターネットを適切に利用するなど、学校教育における情報教育の充実を図ります。また、子ども達を取り巻くインターネット上の有害情報の危険性などを知らせるため、PTA や保護者、青少年育成団体等を対象に研修会や啓発活動を行います。	教育指導課 生涯学習課



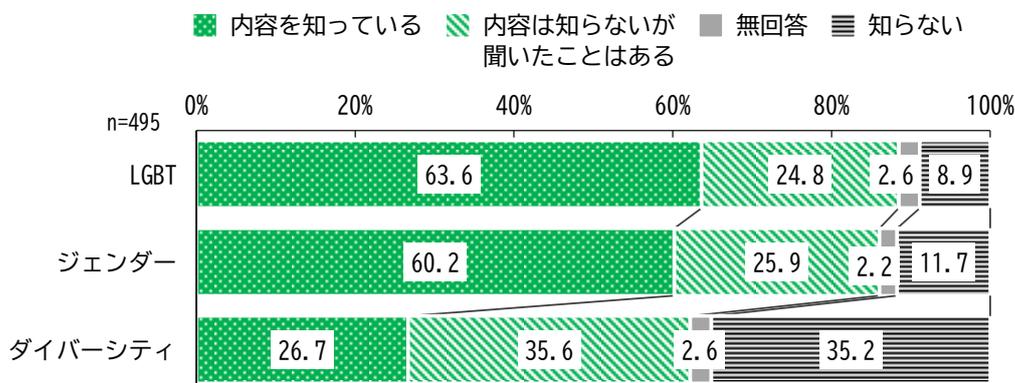
※メディアリテラシー：テレビ、インターネット、本や雑誌などで発信される情報を正しく理解し、その真意を見抜いて活用する能力のこと。

重点目標3 多様性（ダイバーシティ※）を尊重したまちづくりの推進

◆現状と課題

- ◇みんなが自分らしく幸せに暮らせるまちを実現するためには、市民一人ひとりが人権を尊重し、性別・世代・国籍・価値観やライフスタイルなど、それぞれの多様性を互いに認め合うことが求められます。子どもから大人まで、あらゆる世代に対して多様な考え方や価値観を理解するための意識啓発や学びの機会の提供などを通じ、多様性を尊重したまちづくりを推進していく必要があります。
- ◇「市民意識調査」によると、男女共同参画に関する言葉や用語について、「LGBT」や「ジェンダー」、「ダイバーシティ」では「内容を知っている」の割合が前回調査から大きく増加しており、多様性に関する理解は着実に進んでいます。
- ◇令和5年には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」が公布・施行されました。同法では、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現」が目的として掲げられており、本市においても、性の多様性に関する理解促進に向けた取組を推進していく必要があります。
- ◇多文化共生社会の実現に向けては、学校教育の場で国際理解教育を行っているほか、姉妹都市や友好都市との相互交流や国際交流ひろばの開催等、市民ボランティア組織等に支えられながら多様な国際交流を実施しています。また、茨城空港の開港以降、外国人観光客が増加し、国際化も進展していることから、文化や習慣の違いを理解し、受け入れる意識づくりが必要です。
- ◇引き続き、国際社会における男女共同参画に関する情報や国際交流に関する情報の収集・提供を行うとともに、国際交流に向けた行政サービスの充実に努める必要があります。また、活動団体の支援や市民ボランティアの育成・支援、外国人住民との交流をさらに進め、多文化共生について市民の理解を深めていく必要があります。

■男女共同参画に関する言葉・用語の認知度



資料：小美玉市男女共同参画市民意識調査(令和6年度)

※ダイバーシティ：「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

施策の方向性 ①多様性（ダイバーシティ）に関する理解促進

性別・年齢・国籍・障がいの有無・性自認などにとらわれることなく、誰もが個性と能力を発揮できる社会づくりに向け、多様性（ダイバーシティ）を尊重したまちづくりを推進します。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
27	多様性（ダイバーシティ）を認め合うまちづくりに向けた広報・啓発活動の推進	一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる地域社会の実現に向け、広報紙やホームページ、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進するとともに、「茨城県ダイバーシティ推進センター『ぼらりす』」との連携により、各種講座やイベント等の情報発信を行います。	市民協働課
28	障がい等への理解を広める広報・啓発活動の推進	障がい等への理解促進と共生社会の実現に向け、広報紙やホームページ、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。	社会福祉課
29	性の多様性に関する理解促進	性的マイノリティの当事者やその家族、また企業や学校等で当事者に接する方などが抱えている悩みや不安を解消するために開設された「茨城県性的マイノリティに関する相談室」などの情報提供を行います。	市民協働課

◆施策の方向性 ②多文化共生社会の実現への理解促進

将来、子ども達が世界で活躍できるよう、学校における国際理解教育の充実を図るとともに、外国の人が暮らしやすい環境づくりに向け、各種媒体による情報発信・情報提供のほか、在留外国人の行政手続きをスムーズにするため、翻訳ツールを窓口を設置します。また、異文化交流の場の提供等を図るとともに、姉妹都市・友好都市との交流推進、国際交流関連団体への活動支援に努めます。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
30	学校での国際理解教育の充実	次の世代を担う児童生徒が男女共同参画に関する国際的なルール・基準を身につけ、それに基づいて行動できるよう、学校教育における教育内容を充実させます。	教育指導課
31	ALT（外国人指導助手）の配置	市内幼・小・中学校等に ALT を配置し、指導担当教員とのチーム・ティーチングを効果的に行うことにより、小学校外国語活動や小・中学校英語教育の充実を図ります。	教育指導課
32	外国人が暮らしやすい環境づくり	県のパンフレットやチラシ等を窓口を設置し、外国人に対し情報発信を行います。	市民協働課
		在留外国人の各種行政手続きをスムーズに行えるよう、窓口で翻訳ツールを設置します。	行革デジタル推進課

No.	施策	施策の内容	主な担当課
33	異文化理解の促進	より多くの市民が国際交流イベントに参加できるよう、国際交流に関する情報収集に努め、チラシや SNS 等を通して情報提供を積極的に行います。また、「国際交流ひろば」等の交流イベントを開催し、市民と外国人が互いに文化や生活習慣などを学び、交流できる場を提供します。	市民協働課
34	姉妹都市・友好都市との交流の推進	姉妹都市・友好都市との交流を実施し、多様な価値観に接し、広い視野を持つための事業を推進します。	市民協働課
35	国際交流関連団体への活動支援	国際交流関連団体の活動を支援し、体制を強化します。	市民協働課

◇基本目標 I に関する目標指標◇

目標指標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
「男女共同参画社会」という言葉の周知度	女性	21.0%	25.0%
	男性	20.3%	25.0%
性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	女性	72.0%	75.0%
	男性	56.3%	63.0%
「学校教育の場」で男女の地位が「平等」になっていると答えた人の割合	女性	48.2%	60.0%
	男性	53.0%	65.0%
「国際交流ひろば」等の交流イベントの参加者数		(令和5年度) 300人	500人

コラム

いばらきダイバーシティ宣言

茨城県では、活力があり、持続可能な地域社会をつくるため、令和3年7月2日に県内の関係団体等と共に「年齢や性別、国籍や障がいの有無、性的指向などにかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会」を実現することを目的に「いばらきダイバーシティ宣言」を発表しました。多様性を認め合う社会の実現は、県の取組だけでなく、県内の企業や団体、県民が、広くダイバーシティの考えを共有することが重要です。本市においても、「茨城県ダイバーシティ推進センター『ぼらりす』」との連携を図り、ダイバーシティ社会づくりに向けた取組を推進していきます。

基本目標Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり

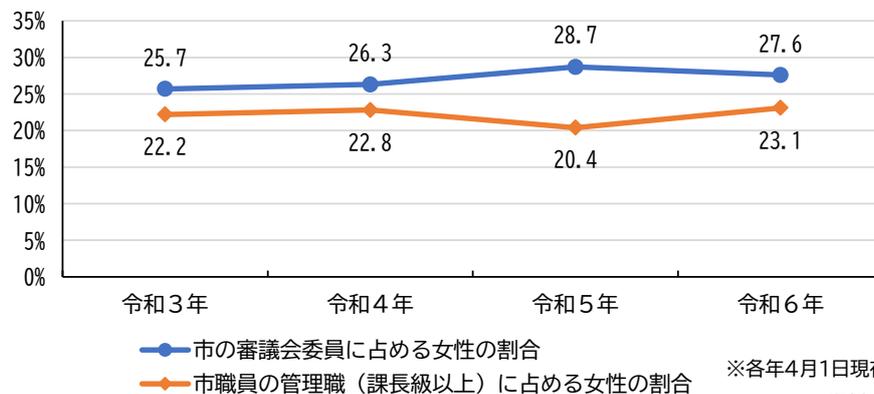
多様な視点でバランスのとれた行政運営ができるよう、男女の社会参画の推進を図ります。
また、誰もがあらゆる分野で多様に活躍できるよう、仕事と生活の調和の推進に努めます。

重点目標1 政策・方針決定過程への男女共同参画

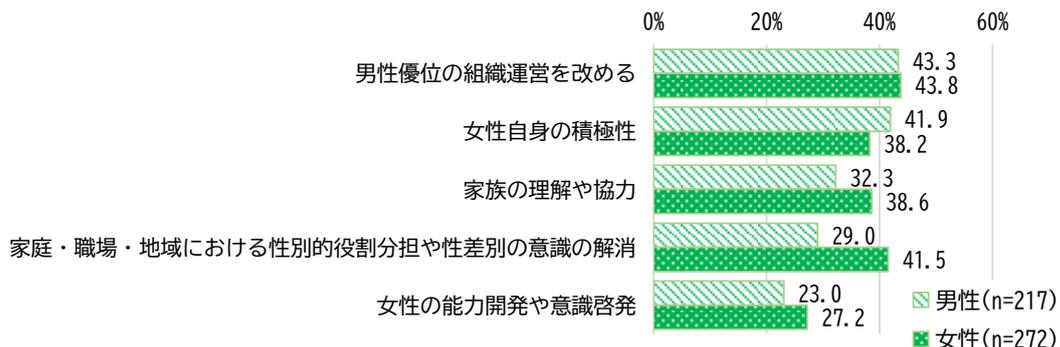
◆現状と課題

- ◇政策・方針決定過程への男女共同参画に向けては、各分野の代表者に男性が多いことから、本市でも審議会の構成比率の配慮や職員の個々の能力に応じた人事配置の実施、講習会の参加促進など、全庁的に意識づけをし、女性の社会参画推進のための環境づくりを推進しています。
- ◇しかし、政策や方針決定過程に関わる女性の割合は依然として少ない状況にあり、審議会等や市議会議員で活躍している女性の割合は横ばいの状況となっています。
- ◇「市民意識調査」によると、自治会長、審議会委員や議員等に就く女性が増えるために必要なこととして、男女ともに「男性優位の組織運営を改める」の割合が最も高く、男性では「女性自身の積極性」、女性では「家庭・職場・地域における性別的役割分担や性差別の意識の解消」「家族の理解や協力」などが上位にあげられています。
- ◇誰もがあらゆる分野で活躍する社会の実現に向けては、職場や地域における男性中心の組織運営を変革していくための環境づくりとともに、多様な人材とリーダーが活躍する仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

■市の審議会委員及び市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合



■自治会長、審議会委員や議員等に就く女性が増えるために必要なこと（上位5項目）



資料：小美玉市男女共同参画市民意識調査(令和6年度)

施策の方向性 ①政策・方針決定の場への女性の参画促進

政策立案や方針決定の場である審議会や委員会等において、一方の性に偏らない構成となるよう啓発するとともに、男女共同参画に関わる地域人材の育成に努めます。また、女性の社会参画を促進するために、広報紙やホームページを活用した広報活動やパンフレットを配布するなど啓発を行い、市民の意識づくりに努めます。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
36	女性委員の登用推進	国の調査対象となっている審議会等における女性委員数の調査を行い、女性委員比率の把握に努めるとともに、各種審議会・委員会等における女性の参画の積極的な推進を図ります。 社会のあらゆる分野への女性の登用を促進するため、「女性人材リスト」の充実に努め、各種審議会・委員会等の委員の人材情報として活用を呼びかけます。	市民協働課 関係各課
37	女性の社会参画に向けた市民の意識づくり	女性の社会参画拡大を促進するため、広報紙、市ホームページによる情報発信、リーフレット等の配布を行い、広報・啓発に努めます。	市民協働課

施策の方向性 ②職員の職域拡大、人材育成

女性職員の職域拡大を図るとともに、働きやすい労働環境を整備し、多様な人材を活用した配置を行います。また、各種研修等への職員の参加を促進し、人材育成に努めます。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
38	職員の職域拡大	一方の性に偏った職員の配属が行われないよう、女性職員の職域を拡大します。また、女性がどこの部署でも働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	人事課
39	職員の人材育成	地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できるよう、庁内外の研修への参加を促進します。	人事課

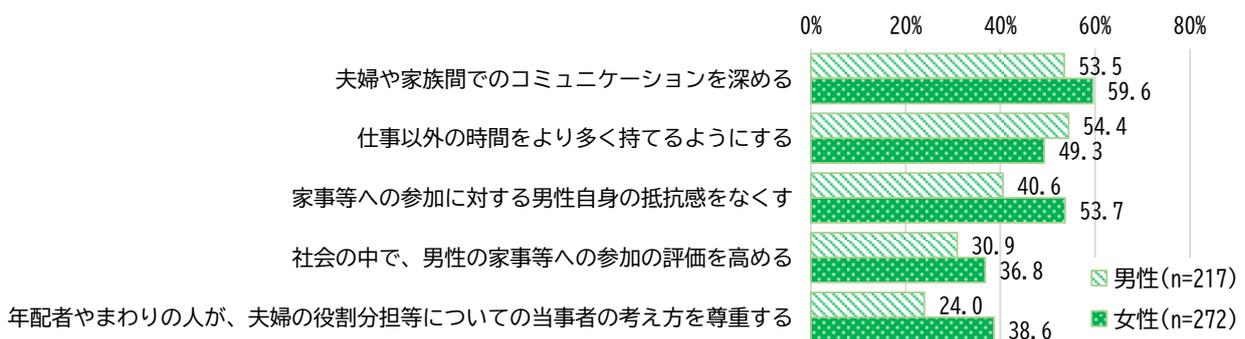


重点目標2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備

◆現状と課題

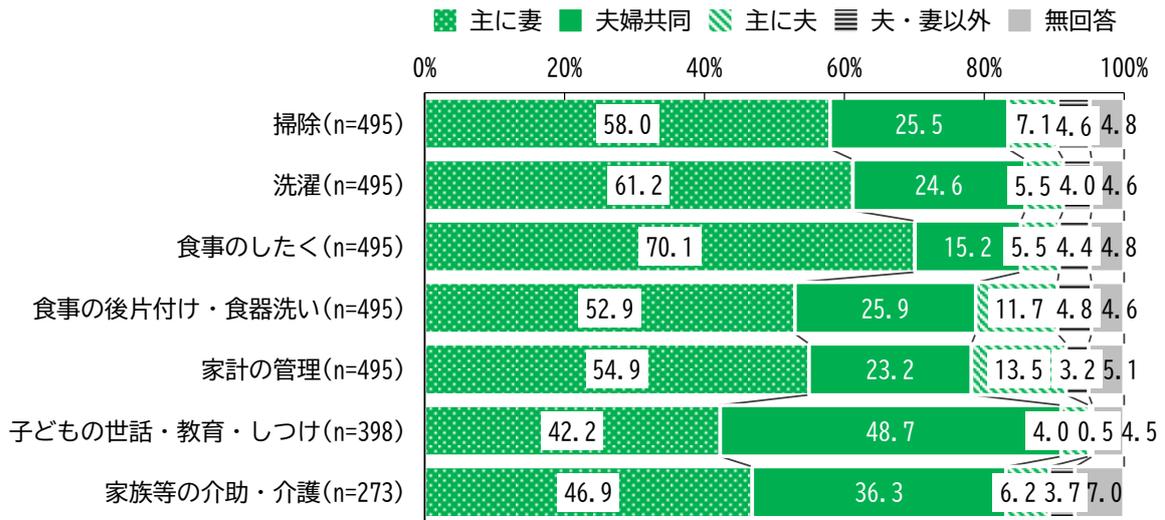
- ◇男女共同参画社会の実現に向け、男女がともに理想とする生き方、働き方を実現できること、仕事と家事・育児等のバランスが取れた生活を送ることができる環境の整備が必要です。
- ◇「市民意識調査」によると、男女がともに家事等に積極的に参加していくために必要なこととして、男性では「仕事以外の時間をより多く持てるようにする」、女性では「夫婦や家族間でのコミュニケーションを深める」「家事等への参加に対する男性自身の抵抗感をなくす」などの割合が高くなっており、男性では長時間労働の慣行といった働き方の問題、女性では固定的な性別役割分担意識の解消が課題であるという意識が読み取れる結果となっています。また、家庭の仕事の主な担い手については、総じて「主に妻」の割合が高く、依然として家庭における女性の負担が大きい状況が明らかとなっています。
- ◇一方、女性が働き続けるために特に必要なこととしては、「男女ともに育児・介護休業が取得しやすい職場環境」の割合が最も高く、「保育サービス等の充実」「働く女性への家族や周囲の理解・協力」「在宅勤務やフレックスタイムなど、柔軟な働き方の普及」などが上位にあげられており、職場環境の改善に向けた啓発や多様で柔軟な働き方の普及に加え、女性に偏りがちな家事・育児等を男女がともに担えるよう、子育て支援の充実や意識啓発を図っていくことが求められます。
- ◇また、本市にとって農業は重要な産業となっていますが、総農家数等は減少傾向にあり、農業従事者の高齢化、後継者不足等が課題となっています。国勢調査によると農業従事者の4割以上は女性が占めていることから、今後とも、農業後継者の交流会等の開催や、農業の担い手確保・育成の取組を推進するとともに、女性の農業従事者が仕事・生活のバランスを取りやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- ◇さらに、農業従事者だけではなく、自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大し、女性の労働に対する理解を深めるための講習会を開催するなど、広報活動を展開します。
- ◇誰もが安心して働くことのできる環境づくりのため、ハラスメントの防止についても意識啓発を図っていく必要があります。「市民意識調査」では、女性で約4割、男性でも2割弱の人が「何らかのハラスメントを受けた経験がある」としており、ハラスメントを受けた場として、男女ともに7割以上が「職場で」と回答しています。

■男女がともに家事等に積極的に参加していくために必要なこと（上位5項目）



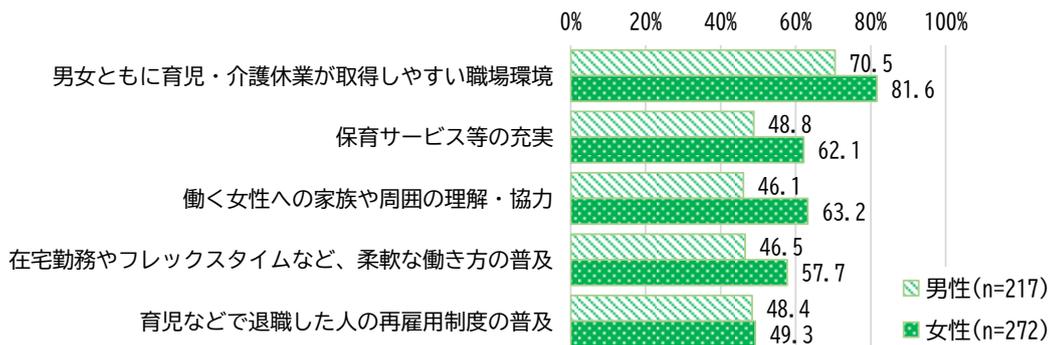
資料：小美玉市男女共同参画市民意識調査（令和6年度）

■家庭の仕事の主な担い手

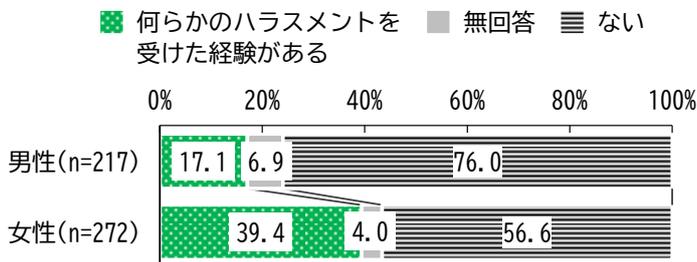


※「子どもの世話・教育・しつけ」「家族等の介助・介護」は「該当しない」を除く集計

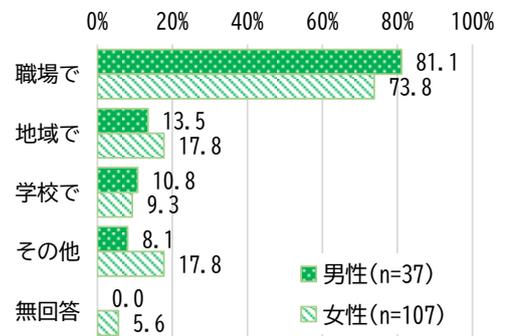
■女性が働き続けるために特に必要なこと (上位5項目)



■ハラスメントの経験の有無



■ハラスメントを受けた場



資料:小美玉市男女共同参画市民意識調査(令和6年度)

施策の方向性 ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）の推進

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、市内事業者に向けた働き方改革や労働環境の改善に関する情報発信、啓発に努めます。また、女性が活躍できる働き方の実現に向け、女性活躍推進に取り組む市内企業と連携し、講座やセミナーを開催します。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
40	事業者に向けた啓発活動の推進	年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮等、労働者が健康を維持し、仕事と家庭や地域生活とのバランスをとれるよう、事業者を対象にパンフレット・リーフレットやホームページを活用した広報・啓発活動を行います。	商工観光課
41	働き方改革に向けた啓発	企業の働き方改革を促進するため、パンフレット配布等の啓発活動を展開します。	商工観光課
42	女性活躍推進の情報発信	パンフレットやホームページ等を活用し、女性活躍推進に関する情報発信を行います。	市民協働課
43	各種セミナーの開催	男女がともに、仕事と家庭・育児などの両立が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスや女性のキャリアアップに関するセミナー等を開催します。	市民協働課

施策の方向性 ②多様な働き方への支援

事業者や労働者に向けて、就労に関する法制度についての講習会の実施やパンフレットの配布など周知活動を推進します。また、働く女性を支援するための講習会を実施するとともに、起業など多様な就労への支援や相談を行います。さらに、市内在住者を採用する事業所等への支援を行うとともに、働く意欲のある人が多様な働き方ができるよう、就労支援に取り組みます。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
44	就労に関する法制度の周知	多様な就労形態を労働者が選択できるよう、事業者や労働者を対象とした講習会等や法制度を周知するためのパンフレットを配布します。	商工観光課
45	県や関連機関が主催する講習会の情報提供	関連機関と連携をとりながら、県やハローワーク等が主催する講習会について、情報を収集し、市民への情報提供を積極的に行います。	商工観光課
46	女性の起業に向けた支援	女性の起業・創業を促進するため、関係機関と連携し、セミナーや講座の開催、情報提供に努めます。	商工観光課 市民協働課
47	新しい就労形態への支援策の展開	SOHO、コミュニティ・ビジネス等、新しい就労形態についてのセミナーや講習会等の情報提供、起業に向けた相談を行います。	商工観光課
48	人材育成を図る企業への支援	市内で新規に起業し、事務所や事業所を新設・増設する方が一定の条件で市内在住者を採用する場合に支援を行います。	商工観光課

※ワーク・ライフ・バランス/仕事と生活の調和：やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現すること。

No.	施策	施策の内容	主な担当課
49	高齢者の就労支援	高齢者が培ってきた経験や知識技術などを地域社会で発揮して働く場のひとつであるシルバー人材センターに対して、活動援助をします。	介護福祉課
50	障がい者の就労環境の整備	「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」に基づき、本市において障がい者雇用の推進するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、民間企業に対し障がい者雇用の促進について理解・協力を求めていきます。	社会福祉課

施策の方向性 ③農業・自営業者等への意識啓発

家族経営協定^{*}事業の周知を行うとともに、農業や自営業に携わる女性に対し、経営に関する講習会や情報提供に努め、経営や方針決定への参画を促進します。また、農業や自営業等に従事する女性同士の情報交換や交流機会を提供します。

◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
51	経営や方針決定への参画促進	小規模事業者等が安定した経営が出来るよう、商工会と連携を図り融資制度等の情報を提供します。	商工観光課
		農業や自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大するよう、女性の労働に対する理解を深めるための講習会等の情報提供及び相談等を行います。	農政課
52	農業や自営業等に従事する女性のネットワークづくり	農業に従事する女性同士が情報交換をできるように情報提供等を行うとともに、交流の場の提供に努めます。	農政課
53	農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援	農業に従事する女性同士が安定した経営が図られるよう情報提供等を行うとともに、学習の場の提供に努めます。	農政課
		経営課題の把握や解決方法について学び、社会情勢の変化に対応できる人材の育成を目的とした講習会等の情報発信を行います。	商工観光課
54	農業や自営業等に携わる女性の就労環境の改善	休日の意識づけや健康管理等、農業に従事する女性の就労環境の改善に向け、家族経営協定の遵守を啓発するとともに、情報提供等を行います。	農業委員会 農政課
55	農業委員への女性登用の働きかけ	農業委員に女性を登用する意義を啓発するため、各種団体に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を行います。	農業委員会
56	女性人材情報の収集と提供	優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報を収集し、各種団体に対して情報を提供します。	農業委員会 農政課

^{*}家族経営協定：経営内において家族一人一人の役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりを実現するため、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

施策の方向性 ④安心して就労できる環境づくり

安心して就労できる環境づくりに向け、ハラスメントの防止に向けた普及啓発に取り組むとともに、性別にかかわらず、誰もが働きながら育児や家事等に参画できるよう、男性の育児休業等の取得推進を図ります。

◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
57	市民や事業者に向けたハラスメント防止の普及啓発	市のホームページやパンフレット等の広報媒体を活用し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に対する意識啓発を行います。	商工観光課 市民協働課
58	ハラスメント防止対策の推進	ハラスメント防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等の実施に努めます。	人事課
59	男性の育児休業等取得の推進	男性が無理なく家事や育児等に参画していくための環境を整備していきます。	人事課

◇基本目標Ⅱに関する目標指標◇

目標指標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
市の審議会委員に占める女性の割合		(令和5年度) 27.6%	35.0%
市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合		(令和5年度) 23.1%	30.0%
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度	女性	42.6%	50.0%
	男性	44.2%	50.0%
市役所の男性職員の育児休暇取得率		(令和5年度) 43.8%	85.0%
農業委員に占める女性の人数		3人	4人



企業ヒアリング調査を実施しました

本計画の策定にあたり、市内で事業を展開する企業に対し、ヒアリング調査を実施しました。調査対象は、地域の女性活躍を推進していくために、平成29年に立ち上げた「小美玉市女性活躍プロジェクトチーム」に参画する「企業グループ」の企業6社とし、働きやすい職場環境づくりやワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進、小美玉市に期待すること等について、ヒアリングシートへの記入をお願いしました。

【ヒアリング調査結果の概要】

働き続けやすい就業環境づくりに関する取組

- 短時間勤務、フレックスタイム、1時間単位の時間給、半日休暇
- 育児短時間勤務、子の看護休暇
- 5営業日連続休暇（必須）、プチバカンス休暇（3営業日）、クォーター休暇
- 連続休暇制度、誕生日休暇制度、半日休暇制度
- 全店一斉ノー残業デー（水・金）、ノー残業チャレンジウィークの実施
- 在宅勤務、モバイルワーク
- 各特別休暇（慶弔休暇、結婚休暇、つわり休暇、介護休暇、からだサポート休暇など）
- 復職支援制度により、リハビリ就業期間を設け対応
- 非正規従業員は1週間に1日~の出勤でも可能とし、柔軟な勤務体制で働きやすく続けやすい環境に取り組んでいる。



育児休業、介護休業制度の運用状況

- 育児休業や介護休業については、パンフレットや社内報、社内掲示板に情報を掲載するなど取得を推奨している。
- 男性育児休業の取得者は増加傾向との回答がある一方、男性の介護休業に関してはまだまだとの回答も。
- 女性の育児休業は、ヒアリング対象企業においては対象者がいる場合は基本的に100%取得している状況。

育児休業等取得者の職場復帰・就労継続に向けた取組

- 職場復帰に向けた研修や復帰時の配属店の配慮、時短勤務の促進や時間外労働、深夜業の制限。
- 復帰に向けた保育園との調整や企業主導型保育園との提携も一部企業においては実施している。
- 男女問わず子どもの学校行事には参加できるよう配慮。



女性のキャリアアップや女性活躍推進に向けた取組

- 若手職員のロールモデルとなる女性リーダーの育成を図る目的で女性塾の開催のほか、ダイバーシティ推進室の設置と定期的な情報発信を展開。女性管理職割合の目標を設定するとともに、女性特有の健康課題への理解促進や役員メンタープログラムの実施に取り組む。
- 女性活躍推進プロジェクトを推進するとともに、プロジェクト内で女性管理職の登用に關する意識改革や昇任時の研修を実施。
- 女性活躍ワーキンググループの開催に加え、エキスパート制度により女性職員の職務の幅を広げる取組・研修を実施し、一般職から総合職へのコース転換を促進。女性の管理職への積極的な登用を行っているが、ロールモデルになる職員が少なく、管理職を目指す女性が少ないことが課題。
- 新しい職種の設定（中間職）、他社視察の積極的推進。女性管理職の増加に向けては、個別面談によるキャリア把握や社内管理者への声かけを行う。
- 女性活躍推進のための行動計画を作成し、正規職員の女性比率増や女性のリーダー職への登用、有給消化率の向上等を目標に設定しているものの、育児優先の本人希望で管理職登用が先送りになるなど一定の課題も。
- セミナー受講を促すとともに、これまで男性が担っていた仕事を女性に任せるなどの試みで女性活躍の場を増やしているが、ライフステージの変化により就業（時間や日数）が難しくなることや業務負担等が課題。



女性活躍推進や女性の管理職登用で生じた好影響

- ・結婚、育児等を理由とした退職者が大幅に減少（2008年 23.7%→2020年 7.0%）。アンコンシャス・バイアス※の改善・理解が進んだことに加え、若手職員のロールモデルとなり手本となっている。
- ・少しずつ女性が役職に就くことが当たり前の風土が浸透してきた。
- ・若手女性の成長、ロールモデルによる次世代候補者の増加。
- ・採用力強化につながる。女性職員が相談できる環境づくりができる。
- ・女性の活躍する場が増えれば男性の負担が減り、仕事の効率化につながりチーム力が高まった。



ハラスメント対策・防止に向けた取組

- ・社内規定は掲示板等から即座に確認できる体制とし、ハラスメント研修を年1回（部長以上年2回）実施、常にだれもが意識できるようにセルフチェックカードの配布や社内・社外相談窓口設置及び連絡先の配布を行っている。コンプライアンス委員会も運用。
- ・社内規定の策定、研修や勉強会の開催、社内相談窓口・カウンセラーの設置など。定期的な研究や支店長によるコンプライアンス指導、ハラスメント防止ポスターの掲示も実施。
- ・社内相談窓口の設置、管理職等に対するハラスメント研修の実施、外部相談窓口の設置。e-ラーニング内の動画で職員全員がハラスメント対策・防止に関する動画を視聴できるようにしている。
- ・社内規定の策定、相談窓口・カウンセラーの設置と周知、管理者への研修を全社で展開し、周知を行っている。
- ・管理者学習、ポスター掲示、指示報の発行
- ・相談しやすい環境として目安箱の他にメール等で気軽に連絡ができるような体制を取っている。また、話しかけやすい相談しやすい関係性をつくるために、積極的に話しかけ身近に感じてもらえるようにしている。



男女共同参画に関する自社の取組 や今後取り組みたいこと

- ・社長との懇談会を全従業員と行い、経営者からの言葉、同役職者の意見確認、コミュニケーションの場としている（役職毎に10名前後で開催）。
- ・「小美玉市女性活躍プロジェクトチーム」参画企業の事例を共有し、女性活躍推進をより一層進めていきたい。
- ・女性職員の職務拡充、女性職員のロールモデル・キャリアパスの策定。
- ・管理者への理解を深め、働く従業員に周知していくことが大切と考える。
- ・今後の課題として、性別にとらわれずそれぞれの個性や能力を発揮できるような体制、意識啓発を深めていきたい。

市に期待する支援等

- ・「仕事が忙しい」「子育て中だから」などの弊害があってもだれもが参加したいと思える企画。
- ・引き続き女性活躍に関するセミナーを開催していただくとともに、企業と行政が一体となり地域社会全体として進められるよう支援いただきたい。
- ・他企業の取り組み事例の提供。男女問わず、育児・介護関連で利用できる市独自の補助。
- ・引き続き男女共同参画や女性活躍に関する情報提供、情報共有をお願いしたい。
- ・社会的性差にとらわれない意識啓発を今後ともお願いしたい。



※アンコンシャス・バイアス：「無意識の思い込み」と訳される。例えば「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」、「家事・育児は女性がするべきだ」など、自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のこと。男女共同参画社会の実現に向けては、社会全体でこうした性別による無意識の思い込みに気づき、これを解消していく必要性が特に高いと考えられている。

基本目標Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり

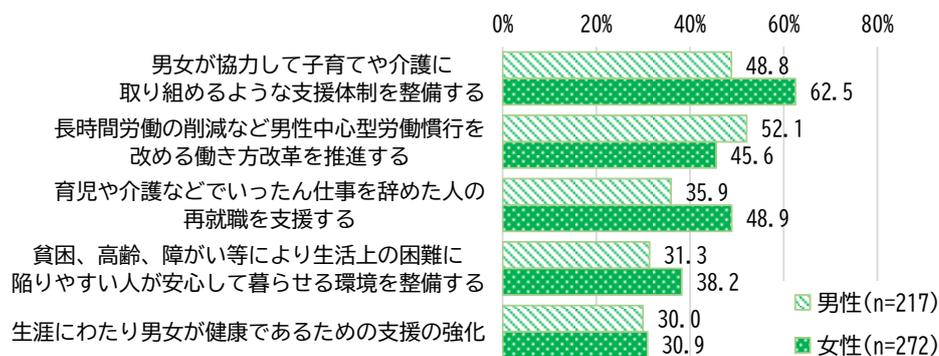
誰もが生涯にわたり、心身ともに安心して健康に暮らすことができる環境の整備に努めます。
また、あらゆる人権侵害・暴力の根絶に向け、関係機関との連携を強化し、支援体制を整えます。

重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

◆現状と課題

- ◇本市では、子どもから子育て世代、高齢者、障がい者まで、あらゆる人が安心・安全に暮らせるよう、各種支援の充実に努めてきたところですが、「市民意識調査」によると、今後、重点的に推進してほしい施策として、「男女が協力して子育てや介護に取り組めるような支援体制を整備する」「貧困、高齢、障がい等により生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせる環境を整備する」などが上位にあげられており、関心が高い分野となっています。
- ◇引き続き、子育てや介護への支援体制の充実とともに、高齢者や障がい者など、社会的に不利な立場に置かれやすい人々が安心して暮らすことができる社会の実現に向けた取組の充実が求められます。
- ◇また、少子高齢化による人口減少に伴い、今後はさらに地域の担い手不足が深刻化していくことが予測されます。核家族化や共働き世帯の増加が進む中、地域活動においても男女共同参画の視点を持ち、活動を担う人材の育成やリーダーとしての女性の参画を拡大していくことが求められます。
- ◇さらに、貧困等、生活上の困難を抱える人に対しては、相談支援や自立支援等の推進を図るとともに、ひとり親への支援や子どもの貧困解消等に向けた対策についても取り組んでいく必要があります。特に女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違いにより、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。
- ◇男女共同参画の視点に立ち、貧困等の生活上の困難をはじめ、様々な社会的困難を抱えた人に対し、それぞれの状況に応じた支援を充実させ、誰もが安心して暮らせる環境を整備していくことが必要です。

■男女共同参画社会の実現に向けて、今後重点的に推進してほしい施策（上位5項目）



資料：小美玉市男女共同参画市民意識調査（令和6年度）

施策の方向性 ①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備

働く女性の負担を軽減するために、子育て支援の充実を図るとともに、在宅支援サービスなど介護支援の充実に努めます。企業に向けては、労働者への子育て支援などの環境整備を働きかけます。また、高齢者や障がい者が地域で自立し暮らしていくための多様なサービスの充実を図るとともに、子育て家庭等への相談支援体制の充実に努めます。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
60	保育機能の強化、多様化	幼稚園での預かり保育、保育所等での延長保育、一時保育、乳児保育、病後児保育、障がい児保育等の充実を図ります。こうした保育機能の強化、多様化により、仕事と子育ての両立を支援します。	こども課
61	民間保育所の指導、育成、財政援助	多様な保育サービスを提供している民間保育所等への財政援助をし、保育内容の充実及び向上を図ります。	こども課
62	放課後児童健全育成事業の充実	共働き家庭の児童の放課後健全育成のため、放課後子どもプランの充実を図ります。	こども課
63	子育て中の親の交流の場・ネットワークづくり	「子育て広場」等を開催し、通所していない子どもや保護者の交流機会や情報交換、相談の場を提供することで、子育てに対する不安の解消を図り、安心して子育てができる環境を整備します。	こども課
64	くるみん認定、プラチナくるみん認定制度の周知・啓発	次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成する環境を整備する「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」制度を地域の事業者、労働者に向けて周知・啓発します。	商工観光課
65	介護者支援のための取組の推進	介護をしている家族等を対象に介護技術の習得や介護者のリフレッシュを目的とした交流の場を提供します。	介護福祉課
66	高齢者の趣味や生きがいづくりの促進	高齢者の活動意欲を高め、人との交流を促進し、生きがいをもって生活していくことができるよう、老人クラブ活動の促進をはじめ、生涯学習やスポーツ活動等とも連携を図り、参加及び活動しやすくなるような取組を推進します。	介護福祉課
67	介護予防の推進	高齢者ができないことを支援するだけでなく、高齢者が地域で自立して生活できるよう、自立支援に軸足を置いた介護予防を推進します。	介護福祉課
68	高齢者福祉サービスの充実	高齢者のニーズを的確に把握し、身近な支援が必要な在宅生活を送る高齢者に対して、サービスを適切に提供し、地域での暮らしやすさの向上や困りごとへの対応を支援します。	介護福祉課
69	障がい者の介護支援の充実	障がい者の家族や介護者の負担軽減を図り、仕事と介護の両立ができるよう在宅支援サービスの充実に努めます。	社会福祉課

No.	施策	施策の内容	主な担当課
70	障がい者の自立支援に関するサービスの充実	障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、個々の状況に応じた相談支援を実施し、適切な福祉サービスの提供と充実に努めます。	社会福祉課
71	パラスポーツレクリエーション教室の開催	レクリエーション活動を通じた障がい者の体力増強、余暇活動の質の向上、参加者同士の交流を深めるため、パラスポーツレクリエーション教室を開催し、社会参加の促進を支援します。	社会福祉課
72	相談業務の充実	子ども家庭支援員・母子父子自立支援員を配置し、相談員と行政が密に情報を共有しながら、多様化する家庭の様々な悩み・相談に応じ問題解決へのアドバイスに努めます。また、県等の研修に積極的に参加し、相談体制の充実・相談員の資質向上に努めます。	こども家庭センター
73	各種助成等の情報提供	障がい者や高齢者を対象とした住宅のリフォームへの助成金等、活用できる社会資源を増やすため、広報紙や市ホームページ等で情報を提供します。	社会福祉課 介護福祉課

施策の方向性 ②地域・社会活動への男女共同参画

地域活動への参画を促進するため、情報発信を積極的に行うとともに、講習会やイベント等の実施を通じて、女性の社会参画の推進を図ります。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
74	地域活動に関する情報提供	より多くの方が地域活動に参加する機会が得られるよう各種広報媒体を活用して、市民への情報発信を積極的に行います。	市民協働課
75	地域活動を担う人材育成	地域課題を解決できる人材を育成するため、参加者が地域に対してつながりに関心を深める講座を開催します。	市民協働課
		社会福祉協議会へ委託し、ボランティアに関するリーダー養成やボランティア養成講座の開設等を行います。	社会福祉課
76	女性の社会参画に向けた市民の意識づくり	女性の社会参画拡大を促進するため、広報・啓発に努めます。	市民協働課

施策の方向性 ③男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

生活困窮により、様々な困難に直面している女性や世帯、その子どもの自立と生活安定のための支援を推進します。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
77	貧困等の問題を抱える家庭や子ども等への支援	就労準備支援事業や家計改善支援事業・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業等、貧困世帯の実情にあった支援を実施します。	社会福祉課
78	相談体制の整備	母子・父子自立支援員・関係機関とともに就労に関する相談・アドバイス等支援に努めます。	こども家庭センター
79	就労に関する出張相談窓口の設置	ハローワークのチラシを児童扶養手当現況届の案内に同封し、受付期間中に市役所にてハローワークの出張相談窓口を設置します。	こども家庭センター
80	困難な問題を抱える女性への支援	県や民間団体との連携・協働により、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」に規定される支援調整会議の設置や相談支援体制の強化等に向けた検討を行います。	こども家庭センター

コラム

女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル「#8778(はなそう なやみ)」

女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性の様々な悩みに関する相談に応じるとともに、女性の抱える問題や状況に応じた様々な支援を行うために都道府県が設置している機関です。

令和6年6月3日、困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境を整えるため、全国共通短縮ダイヤル「#8778(はなそう なやみ)」の運用が開始されました。全国どこからでも「#8778」に電話をすれば、電話をかけた所在地の女性相談支援センターにつながります。

女性相談支援センターでは、DV被害、職場でのハラスメント、生活困窮、家庭内問題など、様々な問題に対応しており、相談者の状況や悩みに応じた具体的な支援やアドバイスを受けることができます。

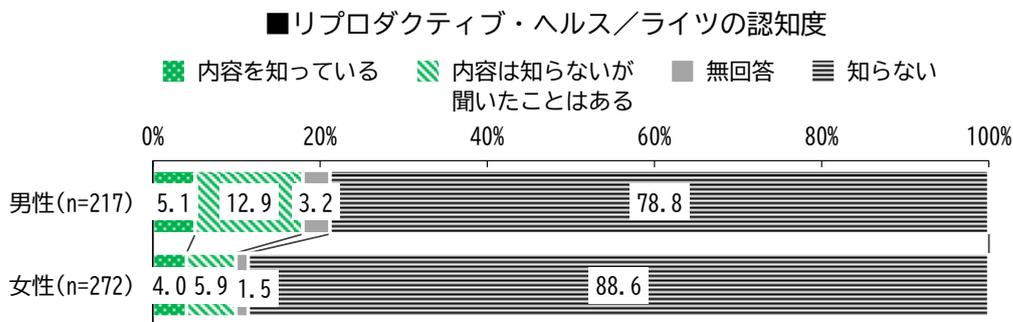
※通話料は相談者の負担



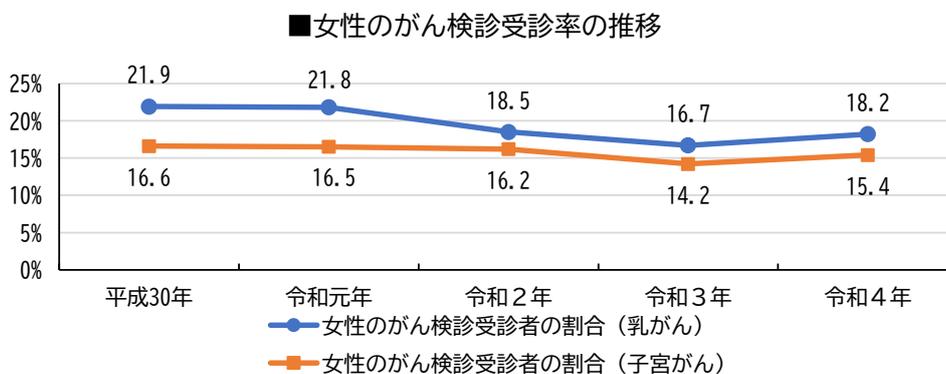
重点目標2 生涯を通じた健康づくりへの支援

◆現状と課題

- ◇男女共同参画を進めていく上で、男女が互いの身体的性差を理解し合い、思いやりを持って生きていくことが重要です。また、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理ができるよう、性差や年代に応じた健康づくりに関する普及啓発や施策の充実を図っていく必要があります。
- ◇特に女性は、妊娠・出産、女性特有の疾病など、ライフステージごとに様々な健康上の課題に直面する可能性があることから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※の視点を踏まえ、安心して妊娠や出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を行うことが重要です。
- ◇本市では、市民が生涯を通じ心身ともに安心して健康に暮らしていけるよう、妊娠や出産期からの相談・啓発や、思春期における相談・性教育、高齢者を対象とした各種検診・教室・相談等を実施しています。
- ◇また、「市民意識調査」によると、今後、重点的に推進してほしい施策として、「生涯にわたり男女が健康であるための支援の強化」が男女とも約3割で上位にあげられています。（P43のグラフ参照）
- ◇今後も、生涯にわたる健康の保持増進のため、男女の心身及び健康に関する正確な知識・情報を提供するとともに、各種検診の受診率向上に向けた取組など、ライフステージに応じた心と身体の健康づくりを推進していく必要があります。



資料：小美玉市男女共同参画市民意識調査（令和6年度）



資料：地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことをいう。

施策の方向性 ①ライフステージに応じた健康づくりの推進

学校教育における性教育や、思春期の生徒を対象にした相談体制の充実を図ります。また、生活習慣病や更年期障害など、年齢に応じた健康支援を行うとともに、身体だけでなくこころの健康についての相談の充実を図ります。

◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
81	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての啓発	母体保護と女性の人権尊重の視点から、性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識できるよう、活動を展開します。	こども家庭センター
82	学校教育における性教育の充実	発達段階に応じた男女の性の尊重、命の尊さに重点をおいた性教育の内容の充実を図ります。また、教職員の指導力向上を目的とした研修を行います。	教育指導課
83	思春期の生徒を対象とした相談体制の充実	思春期の生徒やその保護者が、思春期の健康や心の悩みについて、気軽に相談できる窓口を積極的にPRします。また、相談員の資質向上に努めます。	教育指導課
84	各種健診、健康教育・健康相談事業の充実	生活習慣病や女性特有の疾病、更年期障がいや骨粗しょう症等、年齢に応じた健康診査や健康相談を行います。健康に関する正しい知識を普及させ、健康管理への自覚を高められるよう支援を行います。	健康増進課
85	地域・職域連携の推進	市民が受診しやすい環境で自身に必要な健診や健康相談などが受けやすい環境を整備していきます。	健康増進課
86	こころの健康への支援	広報紙等による知識の普及啓発と、ホームページの「こころの体温計」の利用促進を図ります。また、ゲートキーパーの養成やこころの健康相談を充実させ、サポート体制を整えます。	健康増進課

施策の方向性 ②妊娠・出産等に関する健康支援

母体保護に関する啓発に努めるとともに、妊娠・出産から乳幼児までの母子保健の充実を図ります。

◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
87	妊産婦健康診査の公費負担の拡充	母体や胎児の健康を確保し、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊産婦健康診査の公費負担を拡充します。	こども家庭センター
88	妊娠・周産期の健康づくり	妊産婦とその配偶者を対象とした「ハローベビー教室」の開催、母子健康手帳交付時のパンフレット配布等を通して、妊娠中の健康管理や育児に関する指導を行います。	こども家庭センター

No.	施策	施策の内容	主な担当課
89	訪問指導、産後ケア事業、乳幼児健診の実施	<p>生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭には、委託助産師や市の助産師、保健師が訪問し、相談に応じます。訪問時の状況に応じ、育児不安軽減のため産後ケア事業に繋がります。</p> <p>該当する家庭には健診の通知を送り、健診受診率向上を図り、乳幼児の順調な発育を促進します。</p>	こども家庭センター

コラム

妊娠・出産・子育て相談窓口

小美玉市では、令和6年4月にこども家庭センター（小川保健相談センター内）を設置し、妊娠・出産・子育て相談窓口が「子育て世代包括支援センター」から「こども家庭センター母子保健係」に移転しました。

こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期まで、総合的に相談支援を行い、安心して妊娠・出産を迎え、楽しく子育てができるよう、保健師等がサポートいたします。電話・窓口・訪問での相談が可能です。

- ・初めての妊娠、気をつけることってあるのかな？
- ・つわりで思うように食べられないけど、大丈夫？
- ・赤ちゃんが泣いてばかり、どうしたらいいの？
- ・どこに相談すればいいかわからない…。

妊娠・出産・子育て中のこんなお悩みご相談ください。

こども家庭センター（小川保健相談センター内）

母子保健係

☎ 0299-56-7720（相談専用）

こども相談係

☎ 0299-56-6640（相談専用）

月曜日～金曜日（土・日祝日・年末年始は除く）

8時30分から17時15分まで



重点目標3 あらゆる暴力の根絶

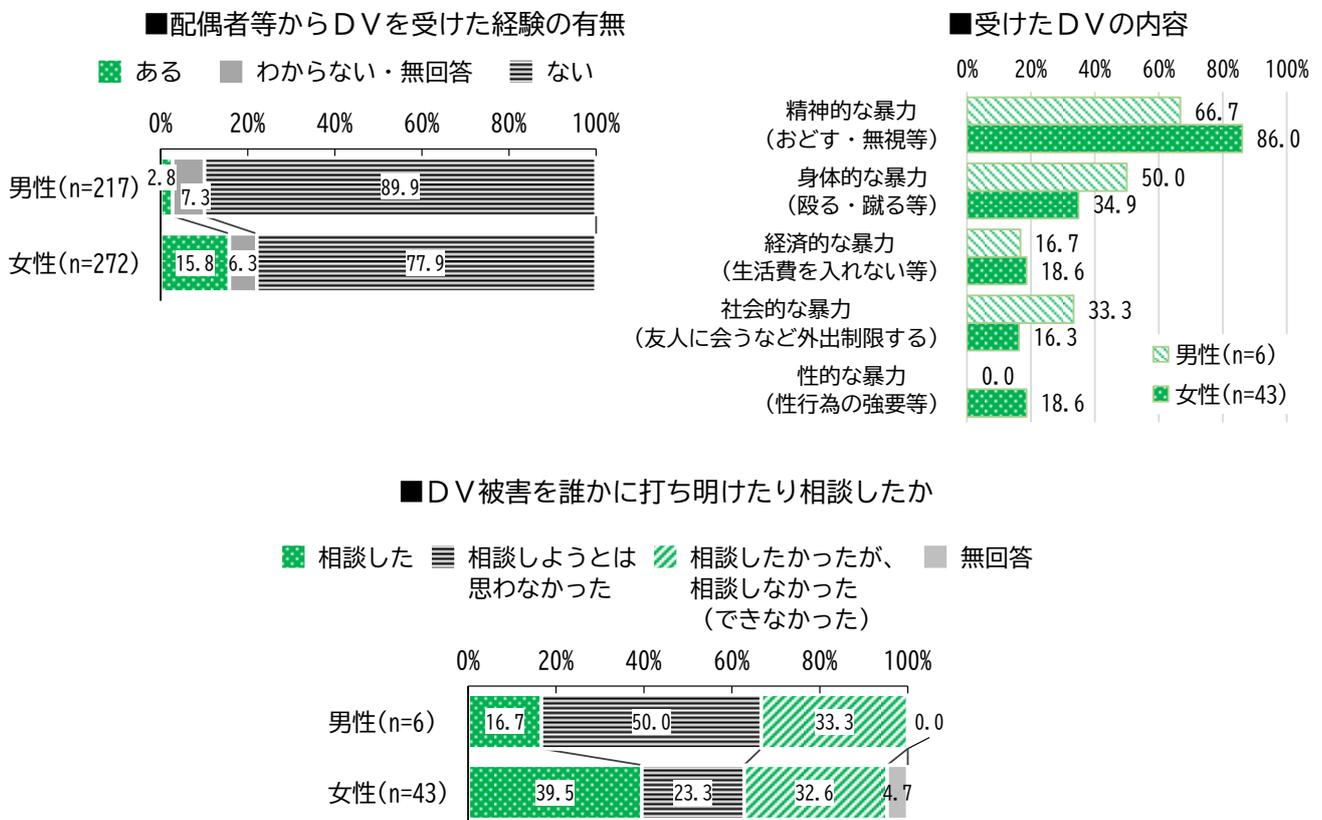
◆現状と課題

◇配偶者等からの暴力や虐待等は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復に取り組み、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画を形成していく上で重要な課題です。特に近年は、SNS などインターネットを利用した性犯罪も増加しており、DV 被害が多様化・複雑化しています。

◇「市民意識調査」によると、配偶者・パートナー・恋人などから DV を受けた経験が「ある」と回答した人は、女性で 1 割台半ばとなっており、内容としては「精神的な暴力」が最も多く、次いで「身体的な暴力」「経済的な暴力」の順となっています。また、DV 被害を受けたことがある女性のうち、約 4 割が誰かに「相談した」と回答しているものの、「相談したかったが、相談しなかった（できなかった）」の割合が約 3 割、「相談しようとは思わなかった」を合わせると半数を超える人が相談につながっておらず、相談しやすい体制づくりが求められます。

◇本市では、DV やセクシュアル・ハラスメント被害者の心のケアや生活再建に向けた支援、緊急保護のための関係機関との連携強化等による支援を行っており、今後も、あらゆる人権侵害・暴力の根絶に向けて、一人ひとりが認識を深めるとともに、被害の発生・深刻化を防ぐための啓発活動の充実を図る必要があります。

◇さらに、人権侵害の対策・あらゆる暴力の防止対策、被害を訴えることができる場の拡充や保護体制の整備、被害者支援など、庁内や関係機関と連携し推進していく必要があります。



資料:小美玉市男女共同参画市民意識調査(令和6年度)

施策の方向性 ①あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

若年層から高齢者まで、広く市民に向けて広報紙やホームページを活用した啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。また、家庭内暴力や虐待などあらゆる暴力の根絶を広く市民に呼びかけていきます。

◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
90	暴力防止についての広報・啓発	国・県、その他関係機関からのリーフレット等の配布及び効果的な活用に努め、あらゆる暴力の防止に向けた広報・啓発活動を推進します。また、DVに関する相談窓口の周知など情報提供を行います。	市民協働課
91	教職員資質能力向上の研修の実施	小美玉市教育研究会(市内公立幼小中学校教職員で構成)において、デートDVや性の多様性についての研究を推進します。 小美玉市教育研究会の研究調査事業に要する経費について補助金を交付します。	教育指導課
92	被害を訴える場(相談窓口)の周知活動	DVやセクハラ被害の相談窓口をより広く周知できるよう努めます。 被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関とともに随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。電話対応、各支所への出張を行い、相談しやすい環境づくりに努めます。	こども家庭センター

施策の方向性 ②被害者の保護と支援

DV被害者の安全確保と生活再建に向けて、必要に応じた保護を行います。DV被害者の安全確保等の対処を市職員へ徹底するとともに、庁内のDV対策連携体制の強化を図ります。

◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
93	DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化	被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関とともに随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。また、被害者の安全確保と生活再建に向けて、関係機関等と連携調整しながら、必要に応じ施設入所等の保護を行います。	こども家庭センター
94	被害者の個人情報の保護	被害者の安全確保のため、住民基本台帳や学齢簿等の閲覧、住民票等の交付制限等、個人情報の保護を徹底します。	市民課 教育指導課
95	庁内DV対策連携体制の強化	被害者の具体的な支援策を協議、調整するため、庁内の連携体制の強化を図ります。	こども家庭センター
96	庁内外への研修への参加促進	相談や緊急時の保護等、被害者の支援にあたり適切な対応が取れるよう、また、被害者に対する二次被害を防止するため各種研修会への積極的な派遣を行います。	こども家庭センター

重点目標4 地域防災における男女共同参画の推進

◆現状と課題

- ◇安心して暮らしていくためには、日頃から家庭等において、自然災害に対して備える必要があります。東日本大震災等の過去の震災では、災害後の女性への家事・子育て等の集中、避難や復旧時における男女のニーズの違いなど、男女で災害から受ける影響に違いが生じたことがわかりました。
- ◇災害時には、社会における潜在的な課題がより一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興を円滑に進める基盤となります。今後予測される災害に向けて、地域防災における意思決定過程への女性の参画推進とともに、予防から復興まであらゆる局面において、女性の視点を反映していくための仕組みづくりに努めていく必要があります。
- ◇また、災害の被害は、性別のみならず、年齢・国籍・障がいの有無等の様々な社会的立場によって影響が異なることから、災害時要支援者名簿の活用や外国人向けの防災パンフレットの周知など、それぞれの立場に応じた災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

■防災会議委員に占める女性の割合（近隣自治体との比較）

自治体名	女性委員数	総委員数	女性の割合
小美玉市	3人	32人	9.4%
石岡市	4人	31人	12.9%
笠間市	5人	31人	16.1%
行方市	3人	19人	15.8%
かすみがうら市	6人	29人	20.7%
鉾田市	2人	27人	7.4%
茨城町	3人	18人	16.7%

資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（令和5年4月1日現在）

施策の方向性 ①男女共同参画の視点に立った防災体制の強化

防災施策へ女性の視点を反映し、方針決定過程への女性の参画を進めるため、防災会議等への女性の登用を推進します。また、災害時に支援が必要な高齢者・障がい者・外国人等への対応に備えるとともに、防災に関する情報提供を図ります。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
97	防災会議等への女性の参加	防災会議等への女性の委員登用を推進します。	防災管理課
98	災害時、高齢者・障がい者・外国人への支援	災害時要支援者名簿を用いて、災害時の避難等における優先順位や支援における区別を明確化し、万一の事態に円滑な対応ができるよう備えます。	防災管理課
99	高齢者や外国人向けの防災パンフレットの周知	災害時の避難や行動など、それぞれ対象に応じたパンフレットで周知をします。	防災管理課

◆基本目標Ⅲに関する目標指標◆

目標指標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
「男女が協力し子育て・介護に取り組める支援体制」が充実していないと考えている市民の割合 (※割合減を目指す)	女性	62.5%	58.0%
	男性	48.8%	42.0%
「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせない」と考えている市民の割合 (※割合減を目指す)	女性	38.2%	35.0%
	男性	31.3%	30.0%
女性のがん検診受診者の割合(乳がん)		(令和4年度) 18.2%	40.0%
女性のがん検診受診者の割合(子宮がん)		(令和4年度) 15.4%	40.0%
産後の指導・ケアに満足している人の割合		(令和5年度) 89.9%	93.0%
DVの相談先を知らない市民の割合 (※割合減を目指す)	女性	12.5%	7.0%
	男性	13.4%	8.0%
市の防災会議委員に占める女性の割合		9.4%	12.5%

コラム

災害対応力を強化する「女性の視点」

東日本大震災では、授乳場所がない、着替えができない、洗濯物が干せない、見知らぬ人の横で就寝するなど、多くの女性がプライバシーがなく、我慢や危険な環境を強いられる生活を余儀なくされました。また、令和6年1月に発生した能登半島地震においても、炊き出しや介護、育児など、避難生活や復興の過程において、女性たちに課された無償のケア労働の負担の大きさが改めて報道されています。

災害時にこのような状況に陥ってしまう背景の1つとして、防災会議をはじめとする防災に対する平常時の備え、災害時、復旧・復興の避難所運営などの各場面において、「意思決定の場」に参画する女性の割合が低いことが挙げられます。災害という緊急時であっても、性別や年齢などにかかわらず、誰もが等しく尊重されるためには、様々な視点が必要です。また、普段から隣近所でコミュニケーションをとったり、自治会や消防団などの地域活動に女性がリーダーとして参画していくことのできる環境づくりを進めていくことも重要です。

避難所チェックシート

確認日: _____ 確認者: _____

1. 避難所のスペース	
プライバシー	<input type="checkbox"/> 授乳室(椅子、授乳用の枕やクッション、おむつ替えスペース)がある <input type="checkbox"/> 男女別更衣室、男女別休養スペースがある <input type="checkbox"/> 男女別更衣室、男女別休養スペースが離れた場所にある <input type="checkbox"/> 間仕切り・パーティションがあり、その高さや大きさなどが、プライバシーの保護の観点から、十分である
要配慮者	<input type="checkbox"/> 適切な通路が確保され、段差が解消されている <input type="checkbox"/> 乳幼児がいる家庭用エリアがある <input type="checkbox"/> 介護・介助が必要な人のためのエリアがある <input type="checkbox"/> 単身女性や女性の世帯用エリアがある <input type="checkbox"/> 女性専用スペース(女性用品の配置・女性相談)がある <input type="checkbox"/> キッズスペース(子供たちの遊び場・勉強・情報提供)や保育エリアがある <input type="checkbox"/> 足腰が悪い人のための器具(段ボールベッド等)が提供されている
トイレ	<input type="checkbox"/> 安全で行きやすい場所に設置されている <input type="checkbox"/> 女性トイレと男性トイレは離れた場所にある <input type="checkbox"/> 女性トイレ: 女性用品・防犯ブザーの配置、仮設トイレは女性用を多め <input type="checkbox"/> 男性トイレ: 採取バット等の配置 <input type="checkbox"/> 多目的トイレが設置されている <input type="checkbox"/> 洋式トイレが設置されている <input type="checkbox"/> 屋外トイレは妨がりにならない場所に設置されている <input type="checkbox"/> トイレの個室内、トイレまでの経路に夜間照明が設置されている <input type="checkbox"/> トイレに錠がある
入浴施設	<input type="checkbox"/> 安全で可能な限りバリアフリーに対応した入浴施設がある <input type="checkbox"/> 男女問わず一人で(又は付き添いを受けながら)入浴できる施設がある
安全	<input type="checkbox"/> 避難所の危険箇所や死角となる場所の把握・立入制限がされている <input type="checkbox"/> 間仕切り・パーティションが高い場合は個室の定期確認がされている
その他	<input type="checkbox"/> 各部屋に部屋札(ピクトグラム、やさしい日本語)が設置されている <input type="checkbox"/> 掲示板による情報提供(インターネットが使用できない人・情報が届きにくい人向け)がされている

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」
(令和2年5月 内閣府男女共同参画局)

基本目標Ⅳ【創る・進める】男女共同参画の推進に向けた体制づくり

計画の推進に向けて、関係各課との連携を図り、推進体制の整備・強化を行います。
さらに、市民や事業者、民間団体等との連携を強化し、計画の実行性を高めます。

◆現状と課題

- ◇本市では「第2次小美玉市男女共同参画推進計画（いろとりどりパレットプラン）」の策定後、毎年度、計画の進捗管理を実施し、男女共同参画社会の実現を目指した施策を積極的に推進してきました。
- ◇男女共同参画社会の実現に向けた施策は、各分野に広範囲にわたっており、これを着実に推進するためには、推進体制と進捗状況の管理体制が重要です。また、施策・事業の立案や実施に際しては、全庁的に男女共同参画を意識しながら、取組の改善や充実に努めていく必要があります。
- ◇一方、施策の推進にあたっては、行政だけでなく、市民・事業者・民間団体等がそれぞれの立場で男女共同参画の目的を理解し、時代に合わせて意識や行動を変化させていくとともに、主体的な取組を展開していくことも期待されます。
- ◇また、社会情勢の変化、法制度の改正などに対応し、計画の見直しを進めていくことも必要です。国や県の計画や方針について積極的な情報収集に努め、整合性に配慮しながら施策の実現へ反映させることが求められます。

重点目標1 推進体制の整備・充実

施策の方向性 ①計画の推進、進行管理体制の整備

継続的に「小美玉市男女共同参画推進委員会」を開催し、本市の男女共同参画の計画を推進します。また、男女共同参画の視点に基づき、毎年度、計画の進捗状況を調査し、ホームページ等を通じて市民へ公開します。

◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
100	小美玉市男女共同参画推進委員会の開催	行政と市民が一体となって計画を着実に推進するため、小美玉市男女共同参画推進委員会の活動を継続します。	市民協働課
101	計画の進捗状況の調査・公表	毎年度、事業の実施状況、目標達成状況を調査・確認し、進捗状況について、市ホームページにて公表します。	市民協働課

施策の方向性 ②市民・事業者・民間団体等との連携・協働

市民・事業者・民間団体の男女共同参画に関する取組を把握し、活動の支援を行うとともに、関係機関との連携・協働により、計画の着実な推進を図ります。

◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
102	市民・事業者・民間団体等の自主的な取組への支援	男女共同参画に取り組みやすい環境づくりを事業者等に働きかけるため、子育て支援に積極的に取り組む「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」企業の取組事例の紹介等、情報提供に努めます。	商工観光課
103	関係機関との連携	男女共同参画推進計画の着実な推進を図るため、関係機関との連携を強化し、講演会やセミナー、啓発事業等を協力して行う体制づくりに努めます。	市民協働課

◇基本目標Ⅳに関する目標指標◇

目標指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
第3次小美玉市男女共同参画推進計画の実施状況の割合	91.3%	100.0%



資料編



1 策定経緯

年月日	内容
令和6年5月28日	第1回小美玉市男女共同参画策定委員会 ■第3次小美玉市男女共同参画推進計画の策定について ・計画の基本的考え方 ・計画策定のスケジュール ・小美玉市男女共同参画市民意識調査 調査票（案）
令和6年6月20日～ 令和6年7月8日	小美玉市男女共同参画市民意識調査 調査対象：市内に居住している18歳以上の市民2,000人 調査方法：郵送による配布・回収（※インターネット経由の回答も併用） 有効回収数：495（郵送：277、WEB：218）、有効回収率：24.8%
令和6年7月2日	第1回小美玉市男女共同参画審議会 ■委嘱状交付 ■第3次小美玉市男女共同参画推進計画策定の諮問 ■第3次小美玉市男女共同参画推進計画の策定について ・小美玉市男女共同参画条例及び小美玉市男女共同参画審議会条例について ・計画の基本的考え方及び計画策定のスケジュール ・小美玉市男女共同参画市民意識調査について
令和6年7月4日～ 令和6年7月19日	小美玉市男女共同参画職員意識調査 調査対象：小美玉市職員 調査方法：インターネット回答 有効回収数：186
令和6年8月27日	第2回小美玉市男女共同参画策定委員会 ■「小美玉市男女共同参画市民意識調査」結果報告について ■「第3次小美玉市男女共同参画推進計画」骨子案について ■次期計画各課施策調査について
令和6年9月～10月	市内事業所における男女共同参画への取り組み状況に関する調査 調査対象：女性活躍プロジェクトチームを構成する企業6社
令和6年10月4日	第2回小美玉市男女共同参画審議会 ■「小美玉市男女共同参画市民意識調査」結果報告について ■「第3次小美玉市男女共同参画推進計画」骨子案について
令和6年11月7日	第3回小美玉市男女共同参画策定委員会 ■「第3次小美玉市男女共同参画推進計画」素案について ■今後のスケジュールについて

年月日	内容
令和6年11月15日	第3回小美玉市男女共同参画審議会 ■「第3次小美玉市男女共同参画推進計画」素案について ■今後のスケジュールについて
令和6年12月4日	小美玉市議会全員協議会 パブリックコメント実施の報告
令和6年12月13日～ 令和7年1月14日	パブリックコメント
令和7年2月5日	第4回小美玉市男女共同参画策定委員会 ■パブリックコメント実施結果報告 ■「第3次小美玉市男女共同参画推進計画」原案について
令和7年2月20日	第4回小美玉市男女共同参画審議会 ■パブリックコメント実施結果報告 ■「第3次小美玉市男女共同参画推進計画」原案について ■答申書（案）について
令和7年2月20日	第3次小美玉市男女共同参画推進計画策定の答申

2 小美玉市男女共同参画条例

平成 20 年 12 月 22 日
条例第 43 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 基本理念(第 3 条―第 9 条)

第 3 章 市、市民、事業者及び教育関係者の責務(第 10 条―第 15 条)

第 4 章 男女共同参画を推進するための基本的施策(第 16 条―第 26 条)

第 5 章 小美玉市男女共同参画審議会(第 27 条)

第 6 章 雑則(第 28 条)

附則

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けては、昭和 50 年の国際婦人年から今日まで、世界では国際連合を中心として、女性に対する差別をなくす目的で作られた女子差別撤廃条約が採択されるなど、積極的な取組が行われてきました。

日本でも、男女が公平な労働条件の下で働くことを目指した男女雇用機会均等法や男女が平等な立場で生活することを旨とした男女共同参画社会基本法が制定されるなど、男女平等を実現するための法律や制度がしだいに整備されてきました。

小美玉市においても、平和で豊かな男女共同参画社会の実現に向けて、男女が平等な立場でいきいきと暮らす社会づくりに向けて、様々な取組を行ってきました。

しかしながら、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が存在しており、真の男女平等の達成にはさらなる努力が求められています。

こうした世の中の動きを踏まえ、小美玉市では、多様な性のあり方や人権が尊重され、一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会づくりに、自分たちの暮らす地域全体で取り組んでいくために、市民の参画により、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女の人権の尊重及び平等の理念並びに小美玉市自治基本条例(平成 19 年小美玉市条例第 26 号。以下「自治基本条例」という。)第 21 条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び教育関係者の責務と基本施策を明らかにすることにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画

すべての人が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。

(2) 市民

市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。

(3) 事業者

個人又は法人にかかわらず、市内において事業を行うすべての者をいう。

(4) 教育関係者

学校教育、社会教育その他あらゆる教育現場に関わる者をいう。

(5) 積極的改善措置

男女共同参画を推進するため、必要な範囲内において、男女間の格差を積極的に改善することをいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)

性的な言動により他人の生活環境を害すること及び性的言動に対する他人の対応によりその他人に不利益を与えることをいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等への暴力)

配偶者、恋人等の親密な関係にある者への身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為及びそれを目撃することで起こる子ども等への心理的虐待をいう。

第 2 章 基本理念

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳

が重んじられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的な取扱いを受けないこと、性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されることを旨として行わなければならない。

2 男女共同参画の推進にあたっては、男女の性別にかかわらず、性同一性障害をもつ人その他多様な性をもつ人の人権についても配慮しなければならない。

(暴力の根絶)

第4条 男女共同参画の推進は、あらゆる形態の暴力を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であることを旨として行わなければならない。

(社会制度又は慣行についての配慮)

第5条 男女共同参画の推進にあたっては、性別による固定的な役割分担にとらわれることのないように、社会における制度又は慣行をできるかぎり中立なものとするように配慮しなければならない。

(共同参画の機会確保)

第6条 男女共同参画の推進は、男女が市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保するために、積極的改善措置をとることを旨として行わなければならない。

(家庭生活とその他の活動の両立)

第7条 男女共同参画の推進は、男女が家族の一員として、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と学校、職場、地域などの活動を両立させることができるようにすることを旨として行わなければならない。

(性と生殖に関する健康と権利)

第8条 妊娠、出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行わなければならない。

(国際協調)

第9条 男女共同参画の推進は、国際社会と協調することを旨として行わなければならない。

第3章 市、市民、事業者及び教育関係者の責務

(市の責務)

第10条 市は、前章の基本理念にのっとり、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進にあたっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携に努めるとともに、男女共同参画施策を実施するための体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(市民の責務)

第11条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進の重要性を自覚し、市と協力して、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたって、男女共同参画を積極的に推進するとともに、働く男女が仕事と家庭生活等を両立させることができるように職場環境を整備し、市が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第13条 教育関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの教育の場において男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第14条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域及びその他社会のあらゆる分野において、性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 すべての人は、家庭、学校、職場、地域及びその他社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 すべての人は、家庭、地域及びその他社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報に関する留意)

第15条 すべての人は、公衆に情報を提供するにあたっては、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させるような表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画を推進するための基本的施策

(基本計画)

第16条 市長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策の大綱

(2) 男女の人権の尊重に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第27条に規定する小美玉市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、すみやかにこれを公表しなければならない。

(施策の策定などにあたっての配慮)

第17条 市は、施策の策定及び実施にあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第18条 市は、基本理念に関する理解を深めるため、市民及び事業者へ情報の提供、広報啓発活動その他適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の振興)

第19条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(審議会などにおける男女共同参画の推進)

第21条 市は、各種審議会の設置にあたり、審議会の委員の委嘱などを行う場合は、男女の均衡に配慮するよう努めるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第22条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第23条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第24条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進す

るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告書の作成及び公表)

第25条 市長は、必要に応じ、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情及び相談)

第26条 市は、男女共同参画の推進に関する市民並びに事業者からの苦情及び相談を処理するための総合的な窓口を設けるものとする。

第5章 小美玉市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第27条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、小美玉市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 前項の審議会について必要な事項は、小美玉市男女共同参画審議会条例(平成20年小美玉市条例第26号)に定める。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

3 小美玉市男女共同参画審議会

小美玉市男女共同参画審議会条例

平成 20 年 6 月 27 日
条例第 26 号

(設置)

第 1 条 小美玉市における男女共同参画社会の実現を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、小美玉市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の実現に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が認める者

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員のうち特定の地位又は職によって委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会には会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開

くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第 7 条 委員には、小美玉市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年小美玉市
条例第 40 号)で定めるところにより報酬を支給する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市民生活部市民協働課において
処理する。

(委任)

第 9 条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関
し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布から施行する。

(小美玉市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小美玉市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年小美玉市条例第 40 号)
の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成 24 年条例第 36 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 36 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年条例第 3 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

小美玉市男女共同参画審議会委員名簿

No.	役職名	氏名	所属等	備考
1	会長	檀本 真美代	常磐大学准教授	
2		内田 収	小美玉市農業委員会会長	
3		皆藤 和子	小美玉市女性会連絡協議会役員	
4		木村 利夫	小美玉市人権擁護委員連絡会会長	
5		古渡 洋一	小美玉市PTA連絡協議会会長	
6		田口 実	小美玉市企業連絡協議会役員	
7		藤田 恵弘	小美玉市男女共同参画推進委員会副委員長	
8	副会長	前野 恵美子	小美玉市男女共同参画推進委員会委員長	
9		三輪 輝子	小美玉市校長会代表（納場小学校校長）	
10		吉倉 一郎	小美玉市区長会会長	
11		君山 純	公募	
12		長谷川 順子	公募	
13		長島 幸男	小美玉市議会議長	
14		福島 ヤヨビ	小美玉市議会議員	
15		戸田 大我	小美玉市議会議員	

*敬称略 順不同

4 小美玉市男女共同参画策定委員会

小美玉市男女共同参画策定委員会設置要綱

平成 20 年 11 月 14 日
告示第 189 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画計画の策定を円滑に推進するために、小美玉市男女共同参画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長及び委員には別表の右欄に掲げる職員をもって充てるものとし、その他必要に応じ、委員長が認めたものとする。

3 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 策定委員会は、市長が任命する。

6 この策定委員会にアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第 4 条 策定委員会は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

2 策定委員会は、必要に応じ、男女共同参画に関する施策について学歴経験のある者に対し策定委員会に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第 5 条 策定委員会にワーキングチームを置き、委員会の運営について必要な事項を処理する。

2 ワーキングチームを構成するメンバーは、市職員の中から委員長が指名する。

3 ワーキングチームは、必要に応じ市民生活部市民協働課長が招集する。

(庶務)

第 6 条 策定委員会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 31 年告示第 78 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年告示第 79 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年告示第 132 号)

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

委員長、委員等	職名
委員長	副市長
副委員長	教育長
委員	市長公室長
委員	総務部長
委員	財務部長
委員	市民生活部長
委員	保健衛生部長
委員	福祉部長
委員	産業経済部長
委員	都市建設部長
委員	会計管理者
委員	教育部長
委員	議会事務局長
委員	消防長

小美玉市男女共同参画策定委員会委員名簿

No.	委員長、委員等	氏名	職名	備考
1	委員長	深谷 一広	副市長	
2	副委員長	羽鳥 文雄	教育長	
3	委員	滑川 和明	市長公室長	
4	委員	中村 均	総務部長	
5	委員	菅谷 清美	財務部長	
6	委員	矢口 正信	市民生活部長	
7	委員	大原 光浩	保健衛生部長	
8	委員	佐々木 浩	福祉部長	
9	委員	倉田 賢吾	産業経済部長	
10	委員	原 伸行	都市建設部長	
11	委員	藤枝 修二	会計管理者	
12	委員	植田 賢一	教育部長	
13	委員	長谷川 勝彦	議会事務局長	
14	委員	鮎沢 勝	消防長	

*敬称略

5 諮問・答申

小美玉市協第16号
令和6年7月2日

小美玉市男女共同参画審議会会長 殿

小美玉市長 島田 幸三

「第3次小美玉市男女共同参画推進計画」の策定について（諮問）

近年、少子・高齢化社会、国際化の進展、家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会環境は大きくかつ急速に変化しています。

このような中、性別にかかわらずすべての人が社会のあらゆる分野において互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することで、責任を分かち合いながら自分らしい生き方を選択することができる男女共同参画社会の実現は、より重要な課題となっています。

本市では、平成22年に「小美玉市男女共同参画推進計画(いろとりどりパレットプラン)」、令和2年には「第2次小美玉市男女共同参画推進計画」を策定し、各種施策の取り組みを進めてまいりました。

これまでの計画の成果や課題、さらには社会情勢の変化や市民意識調査等の結果を踏まえながら、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するため、小美玉市男女共同参画審議会条例第2条の規定により、令和7年度からの5年間に取り組むべき方向性を示す「第3次小美玉市男女共同参画推進計画」の策定に関してご審議いただきたく諮問いたします。

令和7年2月20日

小美玉市長 島田 幸三 様

小美玉市男女共同参画審議会
会長 櫃本 真美代

「第3次小美玉市男女共同参画推進計画」の策定について（答申）

令和6年7月2日付け小美玉市協第16号で諮問のありました、「第3次小美玉市男女共同参画推進計画」について、本審議会において慎重に審議した結果、妥当なものと認めましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項に十分留意されることを要望します。

記

1. 男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり
 - ・男女共同参画社会の形成を、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところからその実現に向け、意識づくりや啓発活動の推進に努めること。
2. 誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり
 - ・誰もがあらゆる分野で多様に活躍できるよう、男女の社会参画及びワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に努めること。
3. 生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり
 - ・一人ひとりの人権が尊重され、誰もが生涯にわたり、心身ともに安心して健康に暮らすことができる環境の整備に努めること。
4. 男女共同参画の推進に向けた体制づくり
 - ・本計画の推進に向けて、関係各課をはじめ、市民や事業者、民間団体等との連携を図り、それぞれの立場で男女共同参画の目的を理解しながら、総合的かつ計画的に推進すること。

6 男女共同参画に関連する主な法律

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会におけ

る取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基

本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を

述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会
（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成十三年法律第三十一号）

最終改正：令和五年法律第三十号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二号）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む

ものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の

促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は

情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保

護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部長の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚

姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。

以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この

号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項

及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命

令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときであっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関

して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで

又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受

けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければな

らない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあつては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の

再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも
------------	-----------------	-------------------------

		も送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三條の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して

第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶

者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

最終改正：令和四年法律第十二号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営

み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業

生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関す

る施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け

出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それ

ぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を

適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対し

て、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関

する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九

条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第3次小美玉市男女共同参画推進計画（いろとりどりパレットプラン）

令和7年3月発行

小美玉市 市民生活部 市民協働課

〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835 番地

T E L : 0299-48-1111 F A X : 0299-48-1199

U R L : <https://www.city.omitama.lg.jp>

小美玉市の男女共同参画推進に
関するホームページはこちら





小美玉市